

# 長崎県地域防災計画

基本計画編

令和7年1月修正

長崎県防災会議



## 用語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

1. 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

2. 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）

3. 県防災計画 長崎県地域防災計画

4. 市町村防災計画 市町村地域防災計画

5. 県本部 長崎県災害対策本部

6. 県地方本部 長崎県災害対策地方本部

7. 市町村本部 市町村災害対策本部

8. 県本部要員 長崎県災害対策本部の要員

9. 水防計画 長崎県水防計画

## 目 次 (基本計画編)

編	章	節	主な実施機関		ページ	
			県	その他		
1 序説	1 総則	1 計画の目的	防災企画課		1	
		2 計画の性格	防災企画課		1	
		3 計画の基本理念	防災企画課		2	
		4 計画の前提	防災企画課		3	
	2 長崎県の概況	1 自然的条件	防災企画課		4	
		2 長崎県の風水害		長崎地方気象台	10	
	3 災害の概況	1 自然灾害	防災企画課		36	
		2 火災	消防保安室		36	
	4 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 趣旨	防災企画課		37	
		2 所掌事務又は業務	関係課	関係機関	37	
	2 災害予防計画	1 地域防災体制の確立	1 防災知識普及計画	防災企画課 消防保安室 男女参画・女性活躍推進室、生活衛生課、教育庁	国土地理院 九州地方測量部	42
			2 防災訓練計画	防災企画課、 県民生活環境課、 交通・地域安全課、 福祉保健課、 地域保健推進課 河川課		44
			3 消防団の育成・強化	消防保安室		47
			4 民間防災組織の確立	防災企画課、 福祉保健課、 漁政課、農政課、教育庁	日本赤十字社長崎県支部	48
5 自主防災活動			防災企画課 地域づくり推進課 県民生活環境課 産業政策課、観光振興課 、教育庁		49	
6 男女共同参画の視点の強化			防災企画課 男女参画・女性活躍推進室		54	
7 防災体制の課題への備え			防災企画課、水環境対策課、 福祉保健課 地域保健推進課 道路維持課		55	
2 防災業務施設の整備計画		1 気象観測施設等整備計画		長崎地方気象台	60	
		2 災害通信業務整備計画	防災企画課		64	
		3 水防、消防及び救助施設等整備計画	防災企画課、 消防保安室、 河川課		65	

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
2 災害予防 計画	3 災害備蓄物資及び 災害対策基金等の 確保	1 災害備蓄物資並び に資器材の確保計 画	福祉保健課、 医療政策課、 薬務行政室、 農産園芸課、 畜産課、 監理課、 建設企画課 男女参画・女性活躍推進室	農林水産省	66
		2 災害対策基金等管 理計画	財政課、福祉保健課		70
	4 県土保全対策計画		防災企画課 漁港漁場課、農村整備課、 森林整備室、港湾課、 河川課、砂防課、建築課 盛土対策室		71
	5 形態別災害予防対策	1 災害危険区域の設 定	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、 建築課		78
		2 火災予防計画	防災企画課、 消防保安室、 森林整備室、 教育庁	海上保安部	81
		3 危険物等災害予防 計画	防災企画課、 消防保安室、 県警察本部	九州経済産業局、 九州産業保安監督部、 長崎労働局、 海上保安部、 九州電力	83
		4 都市災害予防計画	都市政策課、 道路建設課、 道路維持課、 住宅課、 水環境対策課	九州経済産業局	91
		5 建築物災害予防計 画	建築課、 營繕課、 教育庁		93
		6 道路災害予防計画	道路建設課、 道路維持課		95
		7 防災営農指導計画	農業イノベーション推進室		96
		8 鉱山災害予防計画		九州産業保安監督部	97
		9 孤立集落対策	防災企画課		98
	6 生活福祉に係る災害 予防計画		県民生活環境課、 福祉保健課、医療政策課、 長寿社会課、障害福祉課、 原爆被爆者援護課、 こども未来課、 こども家庭課、国際課 観光振興課 男女参画・女性活躍推進室		99

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急 対策計画	1 活動計画	1 組織計画	広報課、 防災企画課	関係機関	104
		2 長崎県災害対策本部	防災企画課 各課		108
		3 自衛隊派遣要請計画		自衛隊	112
		4 労務供給計画	福祉保健課 雇用労働政策課		118
		5 隣保互助民間団体 活用計画	福祉保健課		119
	2 通信及び情報収集 伝達計画	1 防災気象情報の伝達 計画	防災企画課 河川課	長崎地方気象台	120
		2 通信施設利用計画	防災企画課	NTT フィールドテクノ、 九州電力、 海上保安部、 J R 九州、 長崎県漁業無線協会、 非常通信連絡会	140
		3 災害情報収集及び 被害報告取扱計画	防災企画課		153
	3 災害広報計画		広報課、 防災企画課、各課	報道機関	169
	4 公安警備計画	1 災害警備実施方針	県警察本部		171
		2 災害に備えての措置	県警察本部		171
		3 災害発生時における 措置	県警察本部		176
		4 災害復旧・復興	県警察本部		180
	5 都市災害応急対策 計画		都市政策課 水環境対策課		181
	6 水防計画	1 総則	河川課		183
		2 水防組織	河川課		185
		3 重要水防区域と重要 水防箇所	河川課		190
		4 予防及び警報	河川課	長崎河川国道事務所 長崎地方気象台	191
		5 水位・潮位・雨量の 観測、通報及び公表	河川課	長崎河川国道事務所	200
		6 ダム、水門等の操作	河川課		204
		7 通信連絡	河川課		205
		8 水防施設及び輸送	河川課		206
		9 水防活動	河川課		208
		10 水防信号、水路標識 等	河川課		213

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	6 水防計画	11 協力及び応援	河川課		215
		12 費用負担と公用負担	河川課		216
		13 水防報告	河川課		217
		14 水防訓練	河川課		217
	7 土砂災害防止計画	1 総則	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		218
		2 総合土砂災害対策推進連絡会並びに山地災害対策推進連絡会	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		218
		3 土砂災害防止組織	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、防災企画課		220
		4 土砂災害における警戒避難体制	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、		222
		5 土砂災害における避難に資する情報	農村整備課、 森林整備室、砂防課		222
		6 土砂災害における適切な避難計画と周知	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、 観光振興課		235
		7 土砂災害における適切な避難場所及び避難路の選定、周知	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、建築課		240
		8 避難指示等の判断・伝達	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		243
		9 防災知識の普及及び防災活動の実施	農村整備課、 森林整備室、 砂防課 建築課		247
		10 土砂災害予防計画	農村整備課、 森林整備室、 砂防課、建築課		251
		11 土砂災害復旧計画	農村整備課、 森林整備室、 砂防課		268
	8 消防活動計画		消防保安室		269
	9 危険物災害応急対策計画		防災企画課、 消防保安室、 産業政策課、 県警察本部	九州経済産業局、 九州産業保安監督部、 長崎労働局、 海上保安部	274
	10 救助計画	1 救助法の適用に関する計画	福祉保健課		279

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画		2 避難計画	防災企画課、福祉保健課、医療政策課 地域保健推進課 観光振興課、男女参画・女性活躍推進室 教育庁、県警察本部	海上保安部	282
		3 救出計画	福祉保健課、県警察本部	海上保安部	293
		4 死体搜索及び収容埋葬計画	福祉保健課、生活衛生課、県警察本部	海上保安部、日本赤十字社長崎県支部	295
		5 食糧供給計画	福祉保健課、農産園芸課	農林水産省	298
		6 衣類品及び生活必需品供給計画	福祉保健課 男女参画・女性活躍推進室		303
		7 給水計画	水環境対策課、福祉保健課		305
		8 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	福祉保健課 住宅課、防災企画課		306
		9 障害物の除去計画	福祉保健課、道路維持課、河川課、港湾課、漁港漁場課	海上保安部	308
		10 義援金品募集配分計画	福祉保健課	日本赤十字社長崎県支部、県共同募金会	310
		11 保健衛生計画	1 保健医療に係る対策 医療政策課 地域保健推進課 薬務行政室、障害福祉課 生活衛生課	日本赤十字社長崎県支部	311
12 貯木及び在港船舶対策計画		2 防疫計画	医療政策課 感染症対策室		319
		3 災害廃棄物処理	資源循環推進課		320
			港湾課、漁港漁場課	海上保安部	323
13 輸送及び交通対策計画		1 輸送計画	交通政策課、福祉保健課、医療政策課	長崎運輸支局、長崎空港事務所、J R九州	325
		2 交通応急対策計画	交通政策課、道路維持課、港湾課、漁港漁場課、県警察本部	海上保安部	329
14 文教応急対策計画	章		福祉保健課、教育庁		343

編	章	節	主な機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	15 公益事業施設災害応急対策計画	1 電力施設災害応急対策計画		九州電力 九州電力送配電	346
		2 ガス施設災害応急対策計画		西部ガス、 九州ガス、 長崎県 L P ガス協会	349
		3 水道施設災害応急対策計画	水環境対策課		358
		4 公衆電気通信施設災害応急対策計画		N T T 西日本長崎支店	360
		5 鉄道施設災害応急対策計画		J R 九州	362
		6 放送施設災害応急対策計画		報道機関	364
	16 海上災害応急対策計画			海上保安部	365
	17 救急医療対策計画		医療政策課		369
18 農林水産物災害応急対策計画	1 稲		農業イノベーション推進室		370
	2 麦		農業イノベーション推進室		373
	3 かんしょ		農業イノベーション推進室		373
	4 ばれいしょ		農業イノベーション推進室		374
	5 園芸作物		農業イノベーション推進室		374
	6 茶		農業イノベーション推進室		377
	7 畜産		畜産課		378
	8 林木等		林政課		379
	9 藻類養殖		水産加工流通課、 水産経営課		380
	10 貝類養殖		漁業振興課、 水産加工流通課、 水産経営課		381
	11 魚類養殖		漁業振興課、 水産加工流通課、 水産経営課		382
	19 公共土木施設災害応急対策計画		建設企画課、 道路維持課、 港湾課、 砂防課、 河川課、 農村整備課、 漁港漁場課	九州地方整備局	383
	20 空港災害対策計画		港湾課	長崎空港事務所	386
	21 漂流油による沿岸汚染対策計画		基地対策・国民保護課、 地域環境課、 資源循環推進課、 自然環境課、 漁政課、漁港漁場課、 警察本部	海上保安部	391

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
3 災害応急対策計画	22 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画		防災企画課		395
	23 自発的支援の受け入れ		防災企画課、県民生活環境課、福祉保健課、医療政策課		396
4 活動火山「雲仙岳」災害対策計画	1 総則	1 総則	防災企画課		397
		2 雲仙岳の火山活動	防災企画課		397
		3 雲仙岳に係る地域	防災企画課		403
	2 各種情報の収集連絡	1 火山現象に関する予報及び警報		長崎地方気象台	404
		2 その他の火山関係情報	防災企画課	長崎地方気象台 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター	408
		3 火山関係情報に対する措置	防災企画課		413
		4 情報伝達・共有	防災企画課		413
		5 災害状況の収集及び被害報告の取扱	防災企画課		413
		6 広報	防災企画課		413
	3 組織等の確立	1 基本	防災企画課		414
		2 避難の基本的な方針	防災企画課		414
		3 災害応急対策の組織	防災企画課		415
		4 雲仙岳火山防災協議会	防災企画課		415
		5 防災関係機関の業務	防災企画課、		416
	4 警戒・避難対策	1 避難指示及び警戒区域の設定	防災企画課、 福祉保健課、教育庁 県警察本部	海上保安部	417
	5 災害応急対策	1 救出	福祉保健課、 県警察本部	海上保安部	418
		2 消火	防災企画課 消防保安室		418
		3 給水	水環境対策課、 福祉保健課		418
		4 食糧供給	福祉保健課 農産園芸課	九州農政局	418
		5 医療	医療政策課	日本赤十字社長崎県支部	418

		節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
4 活動火山「雲仙岳」災害対策計画	6 防災知識の普及	1 防災知識の普及	防災企画課		418
	7 溶岩ドーム崩壊対策	1 対応基本方針	防災企画課		420
		2 溶岩ドーム崩壊監視基準	防災企画課		420
		3 溶岩ドーム崩壊対応基準	防災企画課		422
		4 基準超過時の対応フロー（フェーズ区分）	防災企画課		423
		5 会議等の開催	防災企画課		423
5 災害復旧計画	1 災害復旧事業の促進	1 公共土木施設災害復旧事業計画	漁港漁場課、農村整備課、森林整備室、道路維持課、河川課、砂防課、港湾課		424
		2 農林水産業施設災害復旧事業計画	水環境対策課、水産経営課、漁港漁場課、農村整備課、森林整備室		427
		3 都市災害復旧事業計画	水環境対策課、都市政策課、道路維持課、住宅課 男女参画・女性活躍推進室		427
		4 住宅災害復旧事業	住宅課		427
		5 公立文教施設災害復旧事業計画	教育庁		428
		6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	福祉保健課、こども未来課、こども家庭課、長寿社会課、障害福祉課		428
		7 公立医療施設災害復旧事業計画	医療政策課		428
		8 その他公営企業施設施災害復旧事業計画	河川課		429
		9 公用財産災害復旧事業計画	管財課		429
		10 上下水道災害復旧事業計画	水環境対策課		429

編	章	節	主な実施機関		ページ
			県	その他	
5 災害復旧計画	2 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	1 法律等による一部負担又は補助等	生活衛生課、水環境対策課、資源循環推進課、福祉保健部・こども政策局全課、水産経営課、団体検査指導室、農村整備課、森林整備室、道路維持課、河川課、住宅課、教育庁		430
		2 激甚災害に係る財政援助措置	福祉保健部・こども政策局全課、産業政策課、経営支援課、水産経営課、団体検査指導室、農業経営課、農村整備課、森林整備室、河川課、教育庁		
		3 県市町の資金計画	財政課、市町村課	福岡財務支局長崎財務事務所	
	3 金融その他の資金対策	1 農林水産業に関する金融の確保	農業経営課、水産経営課		437
		2 中小企業に関する金融の確保	経営支援課		444
		3 金融機関の災害応急対策		福岡財務支局長崎財務事務所、日本銀行長崎支店	446
	4 被災者の生活確保に関する計画	1 被災者に対する職業のあっせんに関する計画		長崎労働局	447
		2 租税の徴収猶予、減免に関する計画		税務課	447
		3 災害救助法適用時における郵便業務に係る特別事務取扱及び援護対策		日本郵便	449
		4 生業資金の確保に関する計画	福祉保健課、こども未来課、こども家庭課		450
		5 住宅災害の復旧対策等に関する計画	住宅課		456
		6 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	関係課		459
	5 被災者の生活再建等の支援		関係課	九州管区行政評価局、長崎行政監視行政相談センター	460



# 第1編　序　　說



# 第1編 序 説

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

(防災企画課)

長崎県は、その自然的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流等各種災害発生要因を内包しており、これまでも貴重な人命と多くの資産が災害のため失われてきた。

国土を保全し、地域住民の安全を確保することは、県、市町村及び地域にかかる防災関係機関の基本的な責務であってあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、長崎県防災会議が作成するものであって災害の根絶を終局の目標とし、当面県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各防災関係機関が責任の所在を明確にし、その有する機能を十二分に発揮することにより、災害の未然防止と応急対策及び災害復旧等の諸施策を明示し、これらを総合的かつ計画的に推進することによって、本県の防災体制を確立するとともに、あわせて県民の福祉の増進と県勢の発展を期することを目的とするものである。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート特別防災区域の防災計画については、別に定め同区域について本計画から除外する。

### 第2節 計画の性格

(防災企画課)

長崎県地域防災計画は、防災関係機関が処理しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について総合的な運営を計画化したものであり、雲仙岳噴火災害を含む風水害等の自然災害や大規模事故（原子力災害を除く）に係る「基本計画編」と震災・津波災害に係る「震災対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編3編及び資料編から構成されるが、本計画は、このうちの「基本計画編」である。

この計画は、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密に連携を図ると共に、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「長崎県石油コンビナート等防災計画」とも充分な調整を図ったものである。

この計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する対策と責任の所在を明らかにし、市町村が作成する市町村防災計画の指針とするものである。

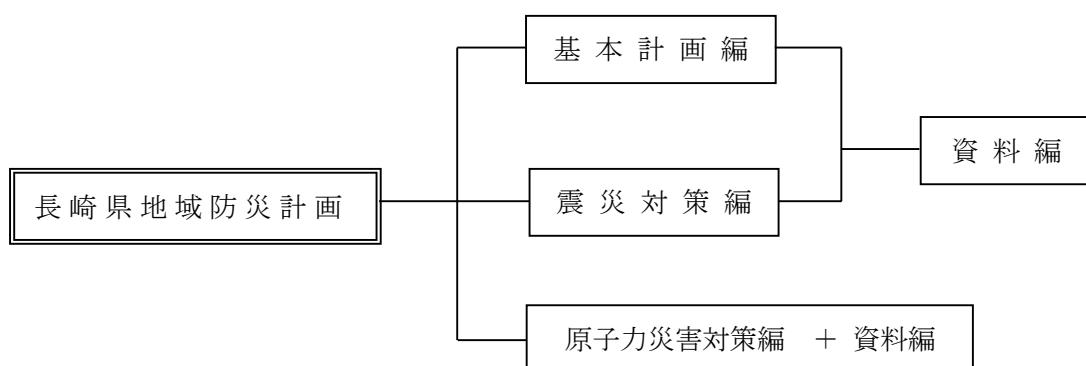
この計画は、基本法及び防災関係諸法令に基づき、長崎県の地域にかかる防災に関する諸施策並びに計画を総合網らし、体系的に位置づけしたもので、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

国土強靭化は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、この計画における国土強靭化に関する部分については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成25年12月11日法律第95号）に基づく国土強靭化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）の基本目標である

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を踏まえたものとする。

この計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に伴って、合理化等の必要が生じたときは、計画を修正するものとする。



### 第3節 計画の基本理念

(防災企画課)

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、性別や年齢、国籍、障害の有無などに問わらず、地域における生活者の一人ひとりが持つ多様な視点を取り入れることが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

また、災害復旧や災害からの復興に必要な準備をするものとする。

### 2 災害応急段階

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 第4節 計画の前提

(防災企画課)

この計画の樹立に当たっては、本県の気象、地勢、地質等地域の特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が今後県地域に発生することを想定して策定した。

- 1 台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。
- 2 昭和57年の長崎市を中心とした記録的な豪雨災害は、今後とも発生することを予想する。
- 3 地すべり、山くずれ等の災害は多発的な傾向を辿ることを予想する。
- 4 有明海の異常高潮は過去における最大記録が発生することを予想する。
- 5 昭和38年1月の豪雪は今後も襲来することを予想する。
- 6 地震、津波、火山噴火等による被害及び集団的に死傷者が発生する大災害を予想する。
- 7 局地的災害は、今後も増加するものとする。
- 8 市街密集地帯における大火災の発生を予想する。
- 9 鉱山爆発及び列車、船舶、バス等の転覆等により集団的に傷病者が発生する大事故を予想する。

## 第2章 長崎県の概況

### 第1節 自然的条件

(防災企画課)

#### 1 位置

本県は、九州の西北部に位置し、東は島原市九十九島（東経 $130^{\circ} 23'$ ）を境として、有明海を経て熊本県天草の島々と接している。

西南部は東シナ海に望み、西は五島市鳥島（東経 $128^{\circ} 06'$ ）、南は同じく五島市女島（北緯 $31^{\circ} 59'$ ）を境としている。

北は玄海の荒波に浮かぶ対馬市の上対馬町北ノ手（北緯 $34^{\circ} 43'$ ）を境として朝鮮海峡を間に韓国と相対している。

このような県境の距離は、東西213km、南北307kmときわめて広い範囲にわたる。

方 位	地 名	極限経緯度
東 端	島原市九十九島	東経 $130^{\circ} 23'$
西 端	五島市鳥島	〃 $128^{\circ} 06'$
南 端	五島市女島	北緯 $31^{\circ} 59'$
北 端	対馬市上対馬町北ノ手	〃 $34^{\circ} 43'$

#### 2 面積

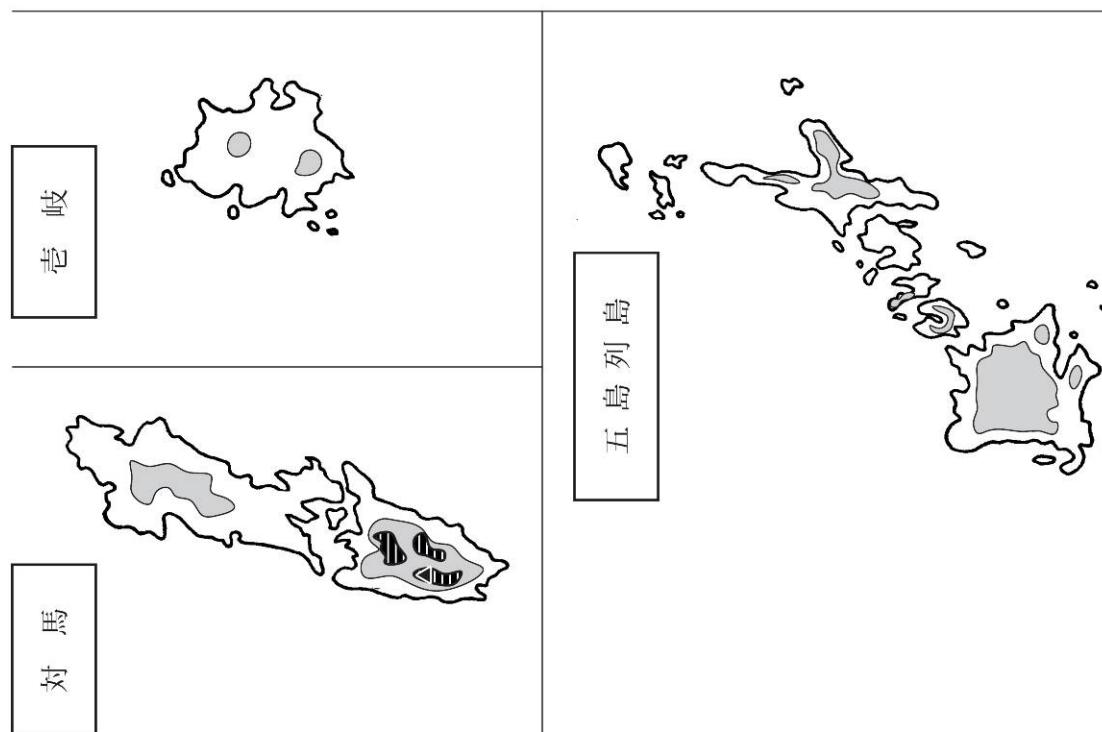
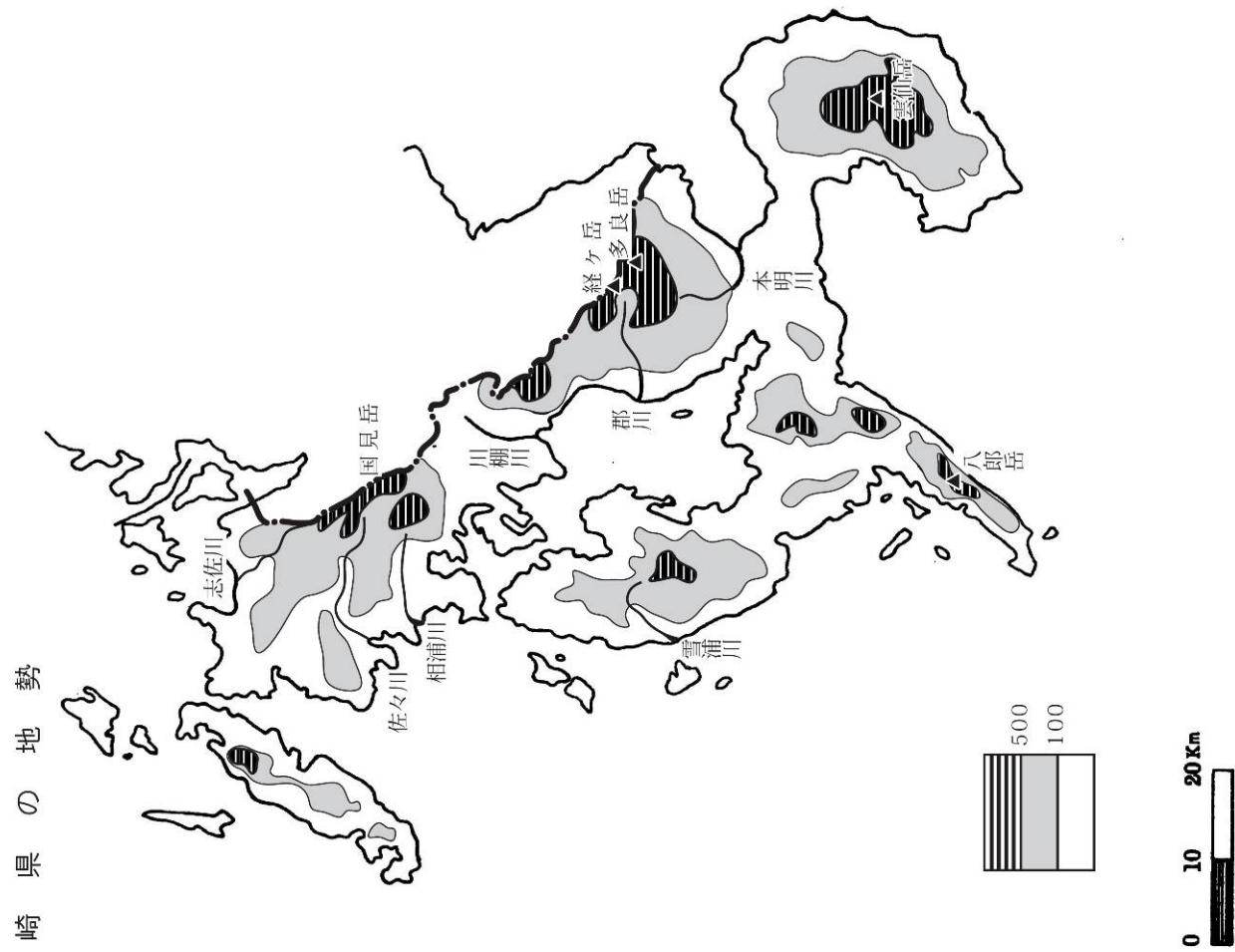
総面積	4,130.99 km <sup>2</sup>	令和3年1月1日現在	
市部計	3,642.01	郡部計	488.96 km <sup>2</sup>
長崎市	405.86	長与町	28.73
佐世保市	426.01	時津町	20.94
島原市	82.96	東彼杵町	74.29
諫早市	341.79	川棚町	37.25
大村市	126.73	波佐見町	56.00
平戸市	235.12	小値賀町	25.50
松浦市	130.55	佐々町	32.26
対馬市	707.42	新上五島町	213.99
壱岐市	139.42		
五島市	420.12		
西海市	241.60		
雲仙市	214.31		
南島原市	170.13		

### 3 地勢

長崎県は、九州の西北部に位置し、地勢を概観すれば平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、また沿岸は各所に半島や岬が突出し、海岸線の屈曲は甚だしくかつ変化の多いことは本県的一大特色で、その延長は4,195kmにおよび北海道に次ぎ全国第2位の長さを誇っている。

東は島原半島が突出し、有明海を隔てて、熊本県、福岡県と接し、南は野母崎半島が天草灘にのぞみ、西海上には水路102kmを隔てて五島列島があり、西北海上には143kmを隔てて壱岐、196kmを隔てて国境の島対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。

北は国見山、多良岳の山系を分水嶺として佐賀県と接している。主要山岳には雲仙岳、多良岳、経ヶ岳、国見岳、妙見岳、五ヶ原岳等があり、河川は各市郡ともにすべて海に面しているため大きなものはない。主なものとして本明川、佐々川、川棚川、相浦川がある。



#### 4 地質

大別すると、古生代の変成岩の存在する地域と、第3紀層及び火成岩の存在する地域と一部の沖積層平野に分けられる。

変成岩地域は片岩類、蛇紋岩等の岩石で、西彼杵半島及び野母半島の大部分をしめる。片岩類は、薄片に分れやすく、方向によっては、崩落等をおこすことがある。

第3紀層及び火成岩地域は本県の大部分をしめており、第3紀層の一部或いは全部を被覆して火成岩が噴出している。

第3紀層は広く各地に分布し、炭層を含むことが多く、西彼杵半島北西部の池島炭鉱で稼行されている。

なお、五島列島、対馬、壱岐、平戸等に層序の明確でない第3紀層が賦存している。

第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなると共に含水量が多くなり、破壊し易くなる。

また西彼杵半島北部や県北地域には、これらの第3紀層の上部に砂礫層を含むことが多く、この砂礫層は水の通路となっていることが多い。これらの固結度の低い岩石や砂礫層は、更に後述の玄武岩にも関係して、県北地域には、地すべり箇所が多い。また地形的にも上、下段が急傾斜で中段が緩傾斜をなす地すべり地形の箇所が多い。

火成岩は、玄武岩、安山岩を主として、一部に、花崗岩、石英斑岩類、流紋岩類が分布するが、第3紀層を主とする下位の層に噴出し、これらを広く覆っている。

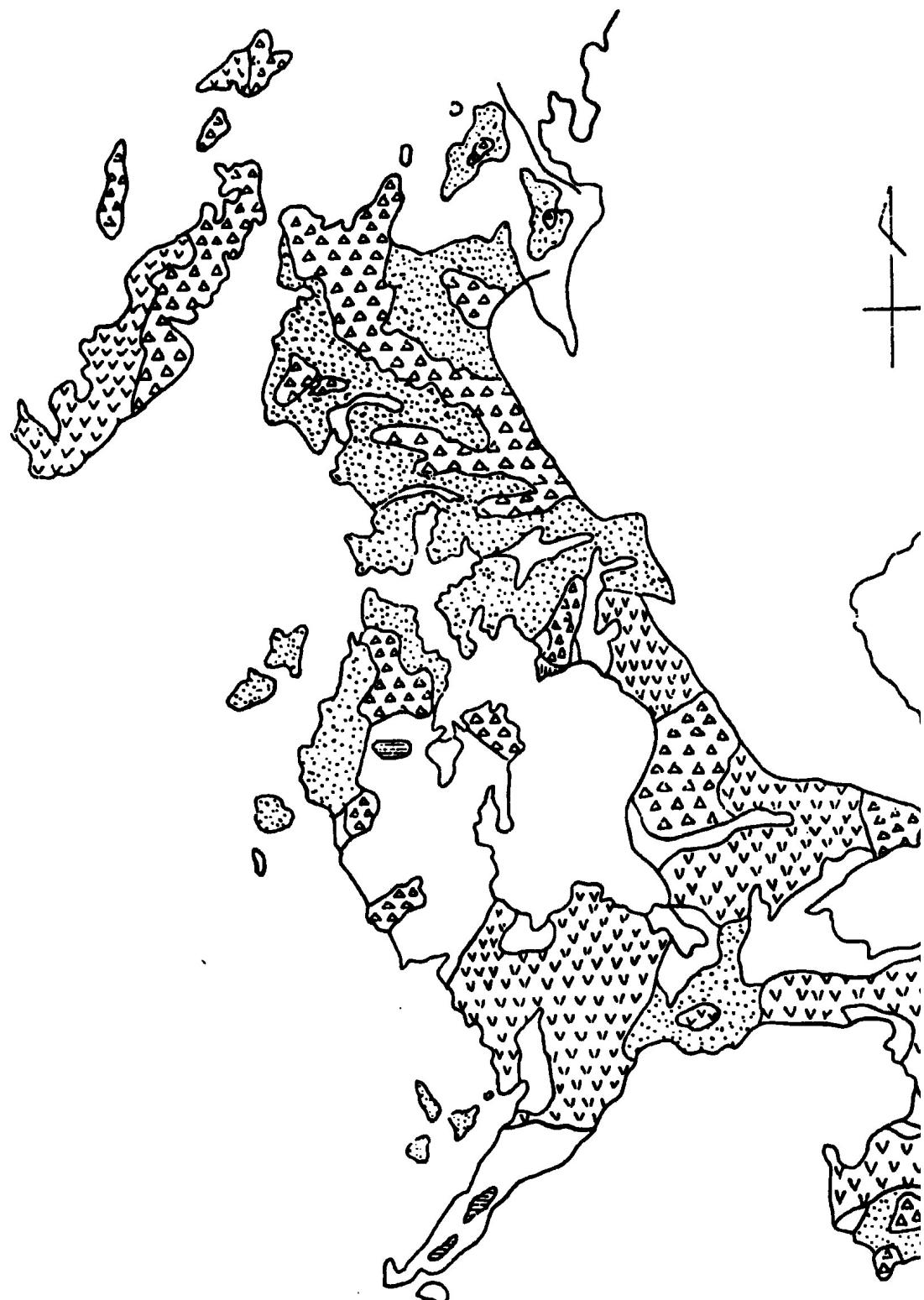
玄武岩は、県北地域を主体に賦存しており、第3紀層との接触箇所は変質して、粘度化している場合がある。

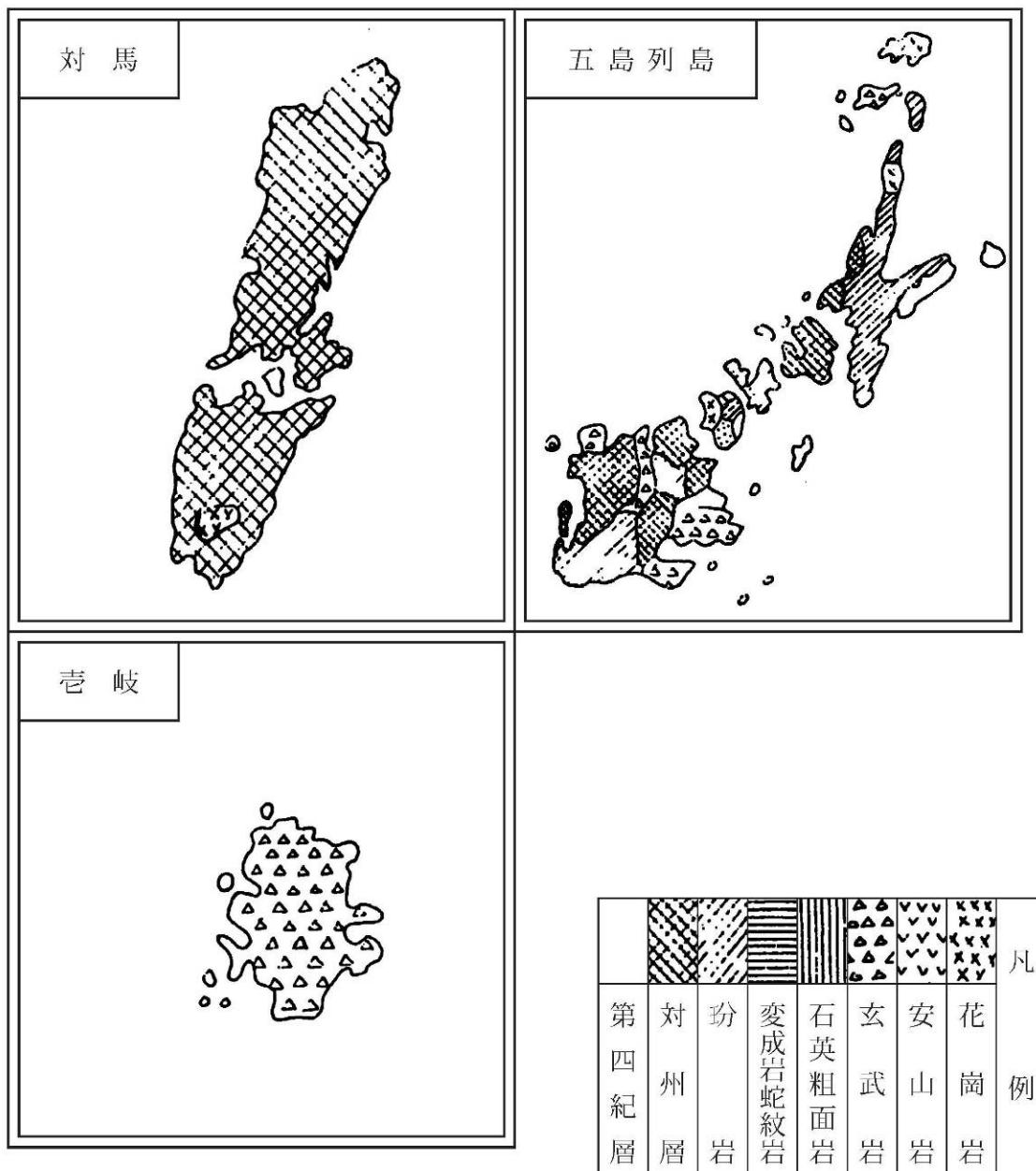
安山岩は、多良岳、雲仙岳、長崎市付近、平戸島を主体に分布し、多良岳、雲仙岳には噴出物による広いすそ野がある。

花崗岩、石英斑岩類は、五島列島や、対馬島を主に分布している。

流紋岩は、東彼杵郡や佐世保市に分布している。

沖積層は、各所にあるが面積が広いものは諫早市、大村市であり農耕地が広い。





## 第2節 長崎県の風水害

(長崎地方気象台)

### 1 長崎県の気候と気象災害の特徴

#### (1) 長崎県の気候

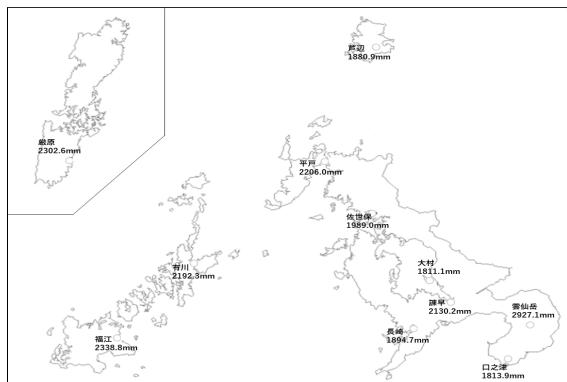
長崎県の平年値は、年平均気温が16~17°C、年間降水量が2,000ミリ前後、山岳地である雲仙岳では年平均気温が約13°C、年間降水量が約3,000ミリである。

気温は、長崎県の海岸線が複雑でその延長が長いため、海洋の影響を受けやすく、九州の他県に比べ寒暖の変化が小さい傾向がある。

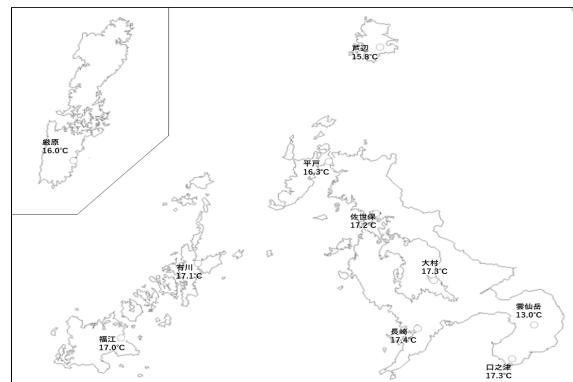
雨は、梅雨の頃（6、7月）から台風接近数の多い8、9月にかけて多く、日降水量100ミリ以上の大雨は9割近くがこの時期に発生している。

長崎県本土と比べ島嶼部（壱岐・対馬、五島）では8、9月に大雨の出現頻度が高い傾向にある。

年降水量の平年値分布図（長崎県）



年平均気温の平年値分布図（長崎県）



資料：地域気象（雨量）観測所の統計値

統計期間：1991—2020年

#### (2) 台風による災害

##### ① 台風による強風

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近に近いほど強い傾向がある。このため、台風が接近すると強風によって建造物や樹木の倒壊を引き起こしたり、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えることがある。一般に台風の進行方向の右側は左側より風が強い。このため、長崎県の各地域において台風の進路の右側にあたる場合には、特に注意を要する。また、台風が長崎県の各地域の西側に位置する場合には南よりの風が吹き、東側に位置する場合には北よりの風が吹く。台風の目に入った場合、一旦風が弱まるが、台風の進行とともに吹き返しの風が吹くことを忘れてはならない。

## ② 台風による大雨

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害を発生させることがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることがあり警戒を要する。

九州北部から対馬海峡にかけて前線が停滞し台風が九州の南海上にあると、台風からの暖かい湿った空気の流入で、前線の活動が活発化し大雨を降らせることがある。このような場合では、台風がはるか遠くにあっても注意を要する。

## ③ 台風による高潮や高波

一般に台風や低気圧の接近等で気圧が下がると海面は上昇する（吸い上げ効果）。また、強風が湾の奥に向かって長時間吹き付けると海水が吹き寄せられ湾内の海面はさらに上昇する（吹き寄せ効果）。これらの効果によって海面が上昇し、陸地に浸水して被害が発生することがある。

台風の中心付近は気圧が低いため吸い上げ効果が強い。また、強風を伴うため風上に開いた湾では吹き寄せ効果も加わり潮位がさらに高くなる。台風接近時にはこれらの効果が強まるため、満潮時でなくとも高潮災害が発生するおそれがあるので警戒を要する。

また、台風接近時には6メートルを超える高波が発生することがあり、高潮と重なり、海水が防潮堤を乗り越え、時には破壊して浸水害を増大させる。

## （3） 大雨による災害

長崎県の過去の水害事例における気象要因の多くは前線活動の活発化に伴うことが多い。特に、梅雨前線が本県付近に停滞、または前線を伴った低気圧が通過する場合には、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むため大雨となることが多い。

一般に、降り始めからの降水量が100ミリを超えるときや1時間に30ミリを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生するおそれがあり、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。降り始めからの降水量が200ミリを超えたときや1時間に50ミリを超す非常に激しい雨が降るときは、大きな土砂災害が発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起らなかつた程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

## 2 長崎県内気象官署の気象観測記録

(1) 月及び年平均気温の平年値 (統計期間: 1991年~2020年) (単位: °C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	7.2	8.1	11.2	15.6	19.7	23.0	26.9	28.1	24.9	20.0	14.5	9.4	17.4
雲仙岳	2.5	3.6	6.8	11.5	15.9	19.2	22.5	23.3	20.4	15.3	10.0	4.7	13.0
福江	7.6	8.3	10.9	14.9	18.8	22.1	26.2	27.3	24.1	19.5	14.6	9.8	17.0
厳原	6.0	6.9	10.0	14.2	18.2	21.3	25.4	26.8	23.4	18.7	13.3	8.0	16.0
佐世保	7.0	7.8	11.0	15.3	19.7	23.0	26.8	28.0	24.8	20.0	14.4	9.2	17.2
平戸	7.0	7.6	10.3	14.2	18.0	21.1	25.1	26.5	23.5	19.2	14.2	9.3	16.3

(2) 月及び年降水量の平年値 (統計期間: 1991年~2020年) (単位: mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	63.1	84.0	123.2	153.0	160.7	335.9	292.7	217.9	186.6	102.1	100.7	74.8	1894.7
雲仙岳	88.2	129.2	202.5	253.3	265.1	575.4	513.6	314.4	260.7	132.8	123.5	103.1	2927.1
福江	93.4	109.5	172.1	216.1	210.2	324.2	308.8	239.6	289.2	132.7	134.1	108.9	2338.8
厳原	80.1	94.7	172.3	218.4	241.2	294.4	370.5	326.4	235.5	120.8	100.6	68.0	2302.6
佐世保	63.4	81.1	120.7	152.9	171.1	328.9	342.2	255.4	195.6	98.6	101.6	77.5	1989.0
平戸	84.9	93.6	148.7	189.0	198.4	319.0	345.7	289.1	223.5	116.6	112.3	85.3	2206.0

(3) 日降水量 100mm以上の日数の合計と平均 (統計期間: 1991年~2020年) (単位: 日)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	2	1	12	19	11	7	2	1	0	55
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	1.8
雲仙岳	合計	0	0	4	8	12	46	42	20	12	3	0	1	148
	平均	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	1.5	1.4	0.7	0.4	0.1	0.0	0.0	4.8
福江	合計	0	1	1	6	6	17	19	6	17	6	5	2	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.6	0.2	0.6	0.2	0.2	0.1	2.9
厳原	合計	0	0	1	9	14	16	26	23	9	4	2	1	105
	平均	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.5	0.9	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	3.4
佐世保	合計	0	0	0	2	3	17	27	10	8	2	1	1	71
	平均	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.9	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	2.4
平戸	合計	1	0	0	6	5	18	20	14	13	4	4	1	86
	平均	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6	0.7	0.5	0.4	0.1	0.1	0.0	2.9

(4) 日最大風速 10m/s 以上の日数の合計と平均 (統計期間: 1991年~2020年) (単位: 日)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	34	44	47	42	9	25	25	15	18	9	21	41	330
	平均	1.1	1.5	1.6	1.4	0.3	0.8	0.8	0.5	0.6	0.3	0.7	1.4	11.0
雲仙岳	合計	147	163	213	205	167	158	185	130	152	173	135	185	2013
	平均	4.9	5.4	7.1	6.8	5.6	5.3	6.2	4.3	5.1	5.8	4.5	6.2	65.6
福江	合計	57	69	87	79	31	40	43	50	50	35	28	56	625
	平均	1.9	2.3	2.9	2.6	1.0	1.3	1.4	1.7	1.7	1.1	0.9	1.9	20.9
厳原	合計	104	103	130	149	119	102	137	88	44	51	68	113	1208
	平均	3.5	3.4	4.3	5.0	4.0	3.4	4.6	2.9	1.5	1.7	2.3	3.8	40.3
佐世保	合計	80	73	116	104	41	48	68	62	70	58	43	93	855
	平均	2.7	2.4	3.9	3.5	1.4	1.6	2.3	2.1	2.3	1.9	1.4	3.1	28.5
平戸	合計	69	52	65	40	15	16	23	28	47	42	28	67	492
	平均	2.3	1.7	2.2	1.3	0.5	0.5	0.8	0.9	1.6	1.4	0.9	2.2	16.4

(5) 日最大風速 15m/s 以上の日数の合計と平均 (統計期間: 1991年~2020年) (単位: 日)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
長崎	合計	0	0	0	1	0	0	1	1	5	0	0	0	8
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3
雲仙岳	合計	11	28	43	52	35	38	27	30	40	44	11	11	370
	平均	0.4	0.9	1.4	1.7	1.2	1.2	0.9	1.0	1.3	1.5	0.4	0.4	12.1
福江	合計	0	0	0	0	1	2	3	10	14	6	1	0	37
	平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.5	0.2	0.0	0.0	1.2
厳原	合計	0	2	9	8	2	4	10	7	14	7	1	1	65
	平均	0.0	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.3	0.2	0.5	0.2	0.0	0.0	2.2
佐世保	合計	1	1	3	4	0	2	2	6	16	5	1	2	43
	平均	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.5	0.2	0.0	0.1	1.4
平戸	合計	0	2	0	0	0	1	2	6	10	4	0	0	25
	平均	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.8

## (6) 日最大1時間降水量の極値・順位値

(単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1897/4～ 2025/8	127.5 1982/7/23	102.0 1981/9/25	87.8 1923/9/5	87.0 2020/9/12	86.2 1927/8/27
雲仙岳 1937/1～ 2025/8	134.5 2015/8/25	124.5 2016/6/20	103.5 1972/7/6	99.0 1964/8/23	96.8 1956/8/27
福江 1962/5～ 2025/8	113.5 1967/7/9	93.5 1989/9/12	89.0 2005/9/10	88.0 2020/9/7	86.7 1965/11/19
巣原 1904/1～ 2025/8	116.0 2003/7/23	111.8 1915/11/25	98.0 1980/7/25	96.3 1967/7/5	95.8 1954/7/16
佐世保 1946/11～ 2025/8	125.1 1967/7/9	104.5 2001/6/23	102.4 1956/8/27	90.0 1948/9/11	87.0 2001/9/5
平戸 1940/1～ 2025/8	125.5 1999/9/2	114.5 2011/8/23	108.0 1989/7/28	104.0 1982/7/23	90.0 1959/7/15

## (7) 日降水量の極値・順位値

(単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2025/8	448.0 1982/7/23	385.4 1928/6/28	345.4 1882/4/11	344.5 1945/9/3	344.0 1989/7/28
雲仙岳 1924/1～ 2025/8	482.0 1982/7/24	470.4 1964/8/23	465.2 1957/7/25	459.2 1928/6/28	456.5 2006/8/18
福江 1962/5～ 2025/8	432.5 2005/9/10	326.0 1985/6/28	310.5 1974/5/18	294.0 2019/7/20	290.5 2011/11/18
巣原 1886/9～ 2025/8	392.5 1916/9/24	344.0 1985/6/23	328.5 1972/8/20	305.5 1972/7/11	290.6 1928/9/18
佐世保 1946/11～ 2025/8	371.8 1957/7/25	344.4 1955/4/15	322.5 1990/7/2	301.5 1989/7/28	274.0 2020/6/25
平戸 1940/1～ 2025/8	406.9 1959/7/13	365.5 2011/8/23	359.5 1953/6/25	335.5 2023/9/15	329.5 1980/8/29

## (8) 月降水量の多い方からの極値・順位値

(単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2025/8	1178.5 1982/7	985.4 1885/6	973.4 1922/9	939.4 1928/6	935.0 2021/8
雲仙岳 1924/1～ 2025/8	1587.5 2021/8	1579.5 1982.7	1362.0 2020/7	1324.5 1987/7	1306.7 1928/6
福江 1962/5～ 2025/8	961.5 2021/8	872.5 1987/7	711.5 1972/6	702.5 2019/9	696.5 2019/7

巖原 1886/9～ 2025/8	1152.0 1891/7	1101.0 1985/6	1014.0 2020/7	992.0 1993/8	915.5 1899/8
佐世保 1946/11～ 2025/8	1154.9 1957/7	1058.0 1953/6	989.5 2021/8	836.5 2020/7	807.1 1962/7
平戸 1940/1～ 2025/8	1183.7 1953/6	1126.0 1945/9	1075.0 2021/8	1028.1 1957/7	1008.5 2020/7

(9) 月降水量の少ない方からの極値・順位値 (単位: mm)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2025/8	1.8 1967/9	3.5 1997/10	4.5 1998/12	5.1 1929/10	5.5 1994/7
雲仙岳 1924/1～ 2025/8	3.0 1998/12	3.4 1939/12	3.8 1967/9	9.0 1997/10	13.0 2006/10
福江 1962/5～ 2025/8	3.5 1971/11	4.5 2007/11	5.0 2003/10	6.5 1984/10	7.5 1997/10
巖原 1886/9～ 2025/8	0.0 2011/1	0.0 2007/11	0.5 1976/1	1.0 2024/12	2.0 1987/12
佐世保 1946/11～ 2025/8	0.5 2003/10	2.0 1998/12	6.0 2021/10	10.5 1974/8	10.5 1971/11
平戸 1940/1～ 2025/8	3.0 2007/11	4.0 2003/10	4.5 1978/7	9.5 1998/12	10.0 1997/10

(10) 日最大風速の極値・順位値及びその風向 (単位: m/s 及び 16 方位)

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎 1878/7～ 2025/8	43.5 南南東 1900/8/24	35.0 西北西 1942/8/27	33.8 東南東 1927/9/13	33.5 南西 1919/8/16	32.4 南南東 1930/7/18
雲仙岳 1924/4～ 2025/8	60.0 東南東 1942/8/27	49.0 南東 1927/9/13	42.0 南南東 1940/9/11	42.0 北東 1939/10/16	41.4 北北東 1938/10/15
福江 1962/5～ 2025/8	31.3 南 1987/8/31	26.9 南南西 1991/7/29	26.6 南 1978/9/15	26.5 南 1987/8/30	26.0 北北西 2006/9/17
巖原 1886/9～ 2025/8	31.4 南東 2020/9/7	29.4 南南東 2020/9/3	28.1 南南東 2022/9/6	28.1 南東 2020/9/2	27.1 南南東 2004/8/19
佐世保 1946/11～ 2025/8	29.8 北 1951/10/14	29.2 北 1951/10/15	26.3 南南東 2020/9/7	26.1 北 1950/9/13	25.7 北 1949/6/21
平戸 1940/1～ 2025/8	36.8 北西 1942/8/27	32.4 南南東 1956/9/10	31.1 南南東 1959/9/17	29.0 北北東 1951/10/14	27.5 北北東 1945/10/10

(11) 日最大瞬間風速の極値・順位値及びその風向 (単位: m/s 及び 16 方位)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
長崎 1951/9～ 2025/8	54.3 南西 1991/9/27	43.5 東南東 2006/9/17	41.9 南西 2004/9/7	41.5 南西 1957/12/12	39.1 南東 1993/8/10
雲仙岳 1938/1～ 2025/8	63.7 北 2004/10/20	60.0 南東 1942/8/27	58.1 東南東 2006/9/17	54.8 × 1970/8/14	54.4 北東 1939/10/16
福江 1962/5～ 2025/8	55.6 南 1987/8/31	54.1 南 1987/8/30	53.4 北 2006/9/17	49.5 南 1991/7/29	47.5 北北西 1991/9/27
厳原 1918/10～ 2025/8	52.1 南東 1987/8/31	48.7 南南東 2004/8/19	47.2 南南西 1968/8/16	46.5 南南東 2003/9/12	46.2 南南東 2020/9/3
佐世保 1951/3～ 2025/8	49.3 北 2004/10/20	43.5 北東 2006/9/17	42.1 西 1991/9/27	41.6 東南東 2020/9/7	41.4 北北西 2004/8/30
平戸 1940/1～ 2025/8	53.2 南 1987/8/31	49.5 北西 1991/9/27	47.0 北西 1942/8/27	44.3 南南東 1993/8/10	42.8 南東 2020/9/7

】: 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

×: 欠測の場合、または欠測のために合計値や平均値等が求められない場合

### 3 長崎県における近年の主な風水害の事例

#### (1) 2021 年(令和 3 年)8 月 11 日から 19 日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨

##### ① 気象概況

2021 年(令和 3 年)8 月 11 日から 19 日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となつた。

このため、長崎県では 8 月 11 日から 15 日にかけて記録的な大雨となり、3 市 3 町に大雨特別警報を発表した。

その後も 8 月 19 日にかけての梅雨前線の影響により断続的に大雨となり、長い間、土砂災害の危険度が高い状態が続いた。

##### ② 大雨の状況

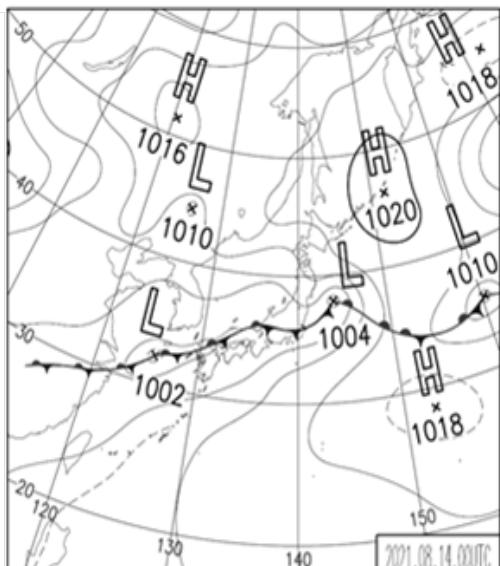
8 月 11 日から降り続く雨が、14 日未明には南部、北部を中心に猛烈な雨となり、2 時 15 分に東彼杵町、川棚町、波佐見町に警戒レベル 5 相当情報の大雨特別警報を発表した。その後も地域が拡大し、5 時 5 分には佐世保市(宇久地域を除く)、西海市(江島・平島を除く)、長崎市に大雨特別警報を発表した。

また、8 月 14 日 2 時 21 分に北部、2 時 49 分に南部・北部、5 時 59 分に南部・北部に顕著な大雨に関する気象情報が発表された。

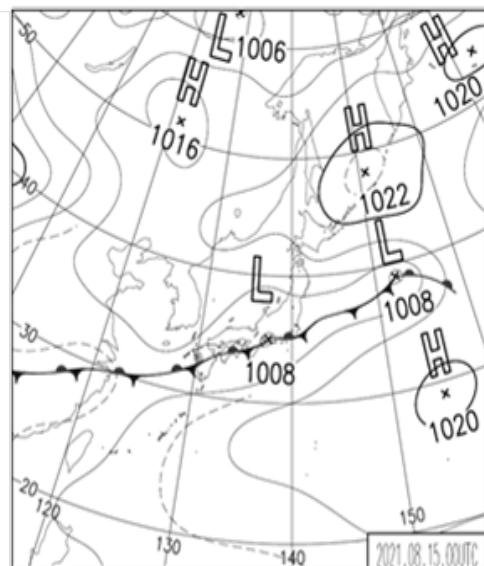
大雨特別警報は、8 月 15 日 6 時 10 分に大雨警報に切り替わり、8 月 19 日 13 時 38 分に大雨注意報に切り替わった。

8月11日3時から19日14時までの降水量は、雲仙岳で1,291.5ミリ、長浦岳で1,159.5ミリを観測し、8月の月降水量1位を更新した。また、8月の月降水量平年値の2~3倍をこえる記録的な大雨となった。

地上天気図（令和3年8月14日9時）



地上天気図（令和3年8月15日9時）



#### 2021年(令和3年)8月11日から19日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨の被害状況

(令和3年8月25日まとめ)

人的被害	死者	5名
	重傷者	1名
住家被害	全壊	5棟
	一部損壊	4棟
	床下浸水	16棟
非住家被害	全壊	1棟
	一部損壊	1棟
その他の被害	地すべり	1箇所

## (2) 令和2年7月豪雨

## ① 気象概況

2020年（令和2年）7月6日から8日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となつた。このため、長崎県では7月6日から8日にかけて記録的な大雨となつたところがあつた。

その後も梅雨明けの7月30日ごろにかけて、断続的に梅雨前線の活動が活発となり、9日から14日、23日から24日、26日から30日にかけて大雨警報等を発表する大雨となつた。

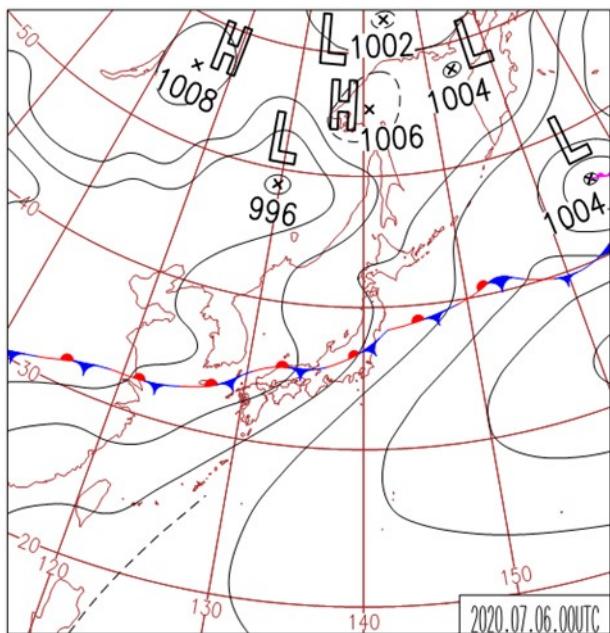
## ② 大雨の状況

長崎県では、7月6日から8日にかけて局地的に猛烈な雨となり、6日15時20分に大村市付近で約110ミリ、6日15時30分に東彼杵町付近で約110ミリを解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。

6日16時30分に、長崎市、諫早市、大村市、西海市（江島・平島を除く）、長与町、時津町及び東彼杵町に警戒レベル5相当情報の大気特別警報を発表し、7日11時40分に大雨警報に切り替えた。

6日0時から8日9時までの総降水量は長崎市長浦岳566.0ミリ、大村502.5ミリを観測した。また、大村では6日の日降水量357.0ミリ、日最大1時間降水量94.5ミリを観測し観測史上1位を更新した。

地上天気図（令和2年7月6日9時）



令和2年7月豪雨の被害状況

(令和2年8月7日まとめ)

人的被害	死者	3名
	重傷者	1名
住家被害	全壊	1棟
	半壊	1棟
	一部損壊	4棟
	床上浸水	115棟
	床下浸水	108棟
非住家被害	全壊	2棟
	一部損壊	3棟
	その他	70棟

## (3) 2009年(平成21年)7月24~25日の梅雨前線に伴う長崎県の大雨

## ① 気象概況

平成21年7月24日から25日にかけて、対馬海峡に停滞する梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した。

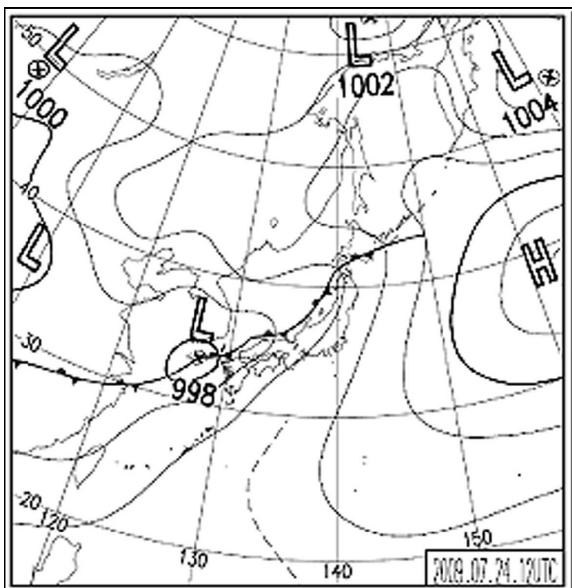
## ② 降雨の状況

長崎県壱岐市では、7月24日13時頃から18時頃にかけて猛烈な雨が降った。

7月24日16時32分までの1時間に芦辺で103ミリ、16時55分までの1時間に石田(壱岐空港)で111ミリの記録的な雨が降り、また、芦辺では17時までの3時間雨量が201.5ミリに達した。長崎県北部・南部・五島では、24日の夜遅くから25日の朝にかけて断続的に激しい雨が降り、佐世保では7月25日01時47分までの1時間に79.5ミリの非常に激しい雨が降った。

24日0時から25日12時までの総雨量は、芦辺で313.5ミリ、石田(壱岐空港)で271.5ミリ、諫早で264.5ミリ、有川で240.5ミリ、佐世保で238.5ミリなどとなった。

地上天気図(平成21年7月24日21時)



被害一覧表

死者(人)	1
家屋一部損壊(棟)	8
床上浸水(棟)	1
床下浸水(棟)	21
落雷による火災(件)	2
がけ崩れ(件)	48

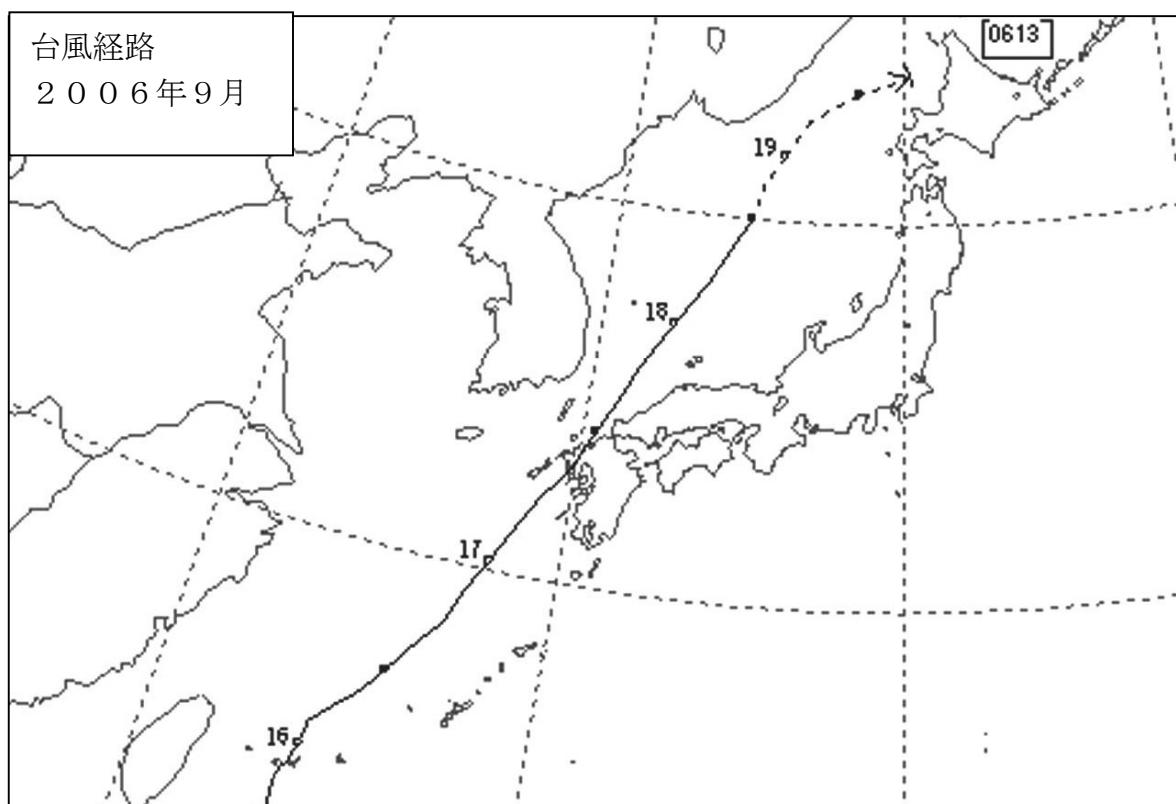
## (4) 2006年(平成18年)9月17日の台風第13号

## ① 気象概況

平成18年9月10日21時にフィリピンの東海上で発生した台風第13号は、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進んだ。15日には北寄りに向きを変え、先島諸島に接近、16日早朝に石垣島付近を通過し、東シナ海を北上した。17日には九州に接近し、18時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸した。その後、佐賀県、福岡県を通過し、日本海に進んだ。佐世保市上陸時の勢力は中心気圧950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。この台風は平成3年の台風第19号と似た経路を辿り、県内は暴風に見舞われ、雲仙岳で58.1m/s、五島市福江で53.4m/sの最大瞬間風速を観測した。

また、16日～18日にかけての総降水量は、平戸市297ミリ、佐世保市国見山278ミリ、対馬市厳原276ミリ、五島市福江269ミリを観測した。長崎県南部では農作物や電線に塩害が発生した。

平成18年の台風第13号の経路図



## 県内気象官署の最大風速 (m/s) と最大瞬間風速 (m/s) 及び風向 (16方位)

気象官署	最大風速 (m/s)		最大瞬間風速 (m/s)	
厳原	16.2	NW	35.4	NNW
平戸	20.6	N	36.9	N
佐世保	22.0	NE	43.5	NE
長崎	15.8	WNW	43.5	ESE
雲仙岳	34.9	ESE	58.1	ESE
福江	26.0	NNW	53.4	N

## 一般被害等

人的被害	重傷	7名
	軽傷	61名
住家被害	全壊	3棟
	半壊	73棟
	一部破損	5,079棟
	床上浸水	58棟
	床下浸水	354棟
	非住家被害	480棟

## (5) 1999(平成11)年7月23日の諫早の大雨

## ① 気象概況

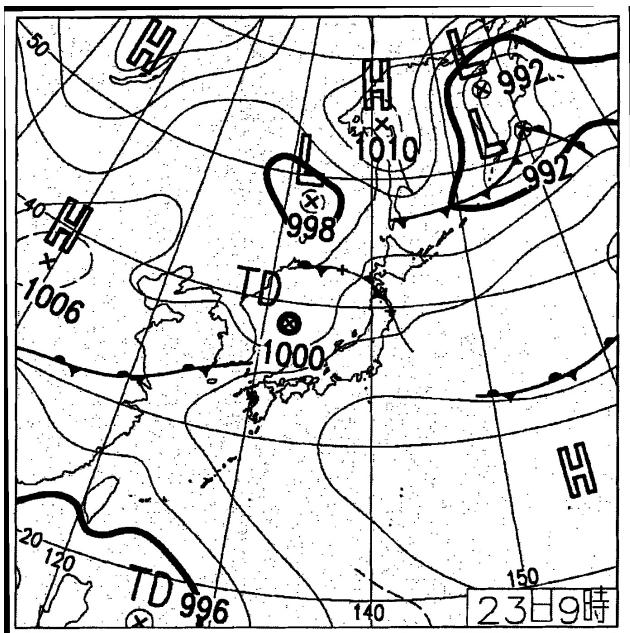
九州付近は太平洋高気圧の周辺部にあたり、弱い熱帯低気圧が日本海西部を北東に進んだ。このため九州北部付近は大気の状態が非常に不安定であった。

## ② 降雨の状況

22日夜、九州北部地方にあった雨雲は長崎県北部からゆっくり南下して、23日明け方までに平戸・松浦・国見山・佐世保で1時間に30ミリ以上の雨を降らせている。一方、諫早付近では23日02時頃から雨雲が発達し始め、05時までの1時間で36ミリの雨を降らせている。

その後長崎県北部から南下してきた雨雲は諫早付近の雨雲と合流し、23日08時から11時頃まで諫早付近に停滞し大雨を降らせた。諫早では10時までの1時間に101ミリの大雨が降り、観測統計開始以来の最大値を観測した。さらに11時までの1時間に93ミリの降水量を観測した。

地上天気図(平成11年7月23日09時)



被害一覧表

死者(人)	1
家屋全壊・流失(棟)	1
半壊・破損(棟)	3
床上浸水(棟)	47
床下浸水(棟)	106
山がけ崩れ(件)	32

## (6) 1991(平成3)年9月27日の台風第19号

## ① 気象概況

平成3年9月13日9時、マーシャル諸島の東で発生した弱い熱帯低気圧は西へ進みながら次第に発達し、16日9時に台風第19号となった。

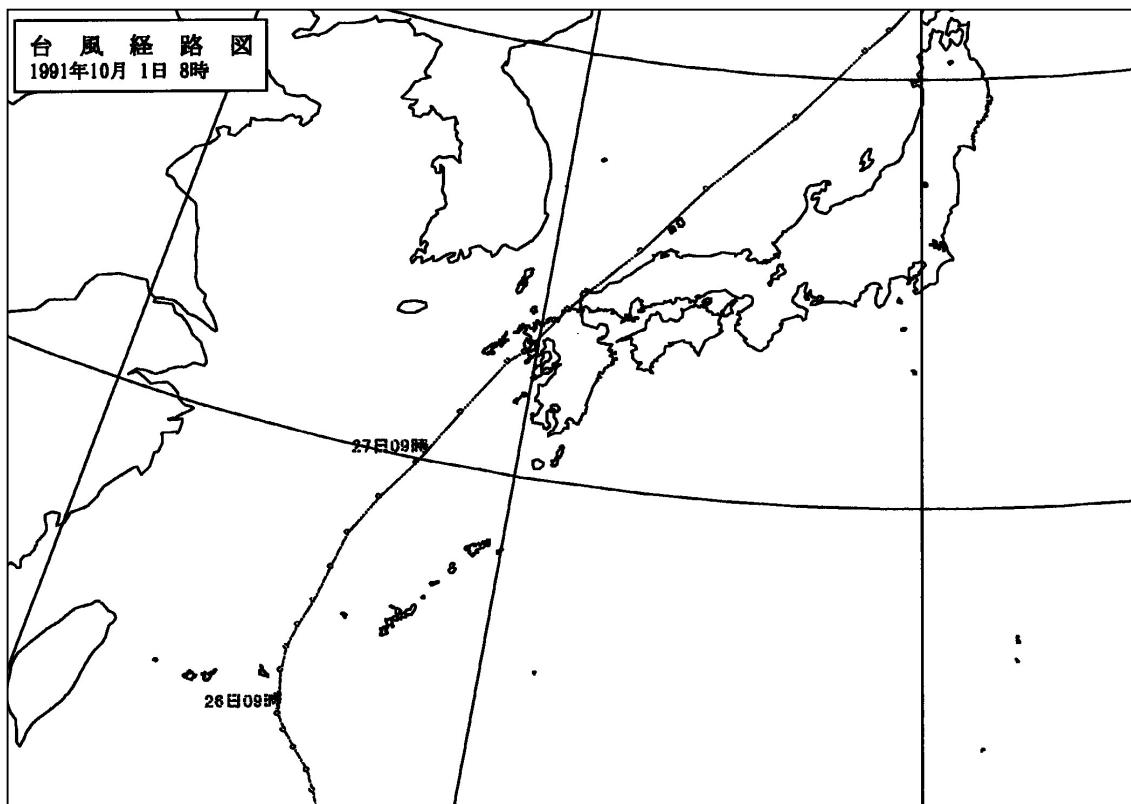
台風は発達しながら西へ進み、22日フィリピンの東海上で進行方向を北西に変えた。

3日15時から24日15時にかけて台風の中心気圧は925hPa、中心付近の最大風速は50メートル（大型で非常に強い勢力）と最も発達した。

台風は27日3時に奄美大島の西約300kmの海上に達し、加速しながら北北東へ進み、さらに九州の西の海上を北北東へ進み、大型で非常に強い勢力（中心気圧940hPa、中心付近の最大風速50メートル、風速25メートル以上の暴風域の半径300km）を保ったまま16時過ぎに長崎県佐世保市の南に上陸した。台風は上陸後、17時頃佐賀県中央部、18時頃北九州市付近を通過し、さらに進行速度を速めながら北東進し日本海へ進んだ。その後台風は日本海を毎時50km以上の速度で北上し、28日8時前に北海道へ再上陸、北海道を横断してオホツク海へ進み、15時には千島近海で温帯低気圧に変わった。

この台風による最大風速は長崎で25.6メートル、佐世保で17.6メートル、最大瞬間風速は長崎で54.3メートル、佐世保で42.1メートルと記録的な暴風となった。

平成3年の台風第19号の経路図



県内気象官署の最大風速 (m/s) と最大瞬間  
風速 (m/s) 及び風向 (16方位)

気象官署	最大風速		最大瞬間風速	
長崎	25.6	W	54.3	SW
平戸	26.8	NW	49.5	NW
佐世保	17.6	ENE	42.1	W
厳原	22.5	NNW	42.6	NNW
福江	24.7	NNW	47.5	NNW

## 被害一覧表

			長崎県	佐賀県	福岡県
人	死 者	人	5	0	11
	行方不明	〃	0	0	0
	負 傷	〃	257	86	765
建物	全 壊	棟	158	23	263
	半 壊	〃	2453	673	4042
	流 失	〃			
	全 燃	〃			
	半 燃	〃			
	床上浸水	〃	61	0	58
	床下浸水	〃	138	6	99
	一部損壊	〃	87955	34208	177064
	非住家被害	〃	11964	17807	45782
道 路 損 壊			159	71	647
橋 梁 流 失			0	1	17
堤 防 決 壊			104	54	118
山・崖崩れ			11	0	31
鉄 軌 道 被 害			0	0	8
船 舶 被 害			81	0	7

## (7) 1987(昭和62)年8月31日の台風第12号

## ① 気象概況

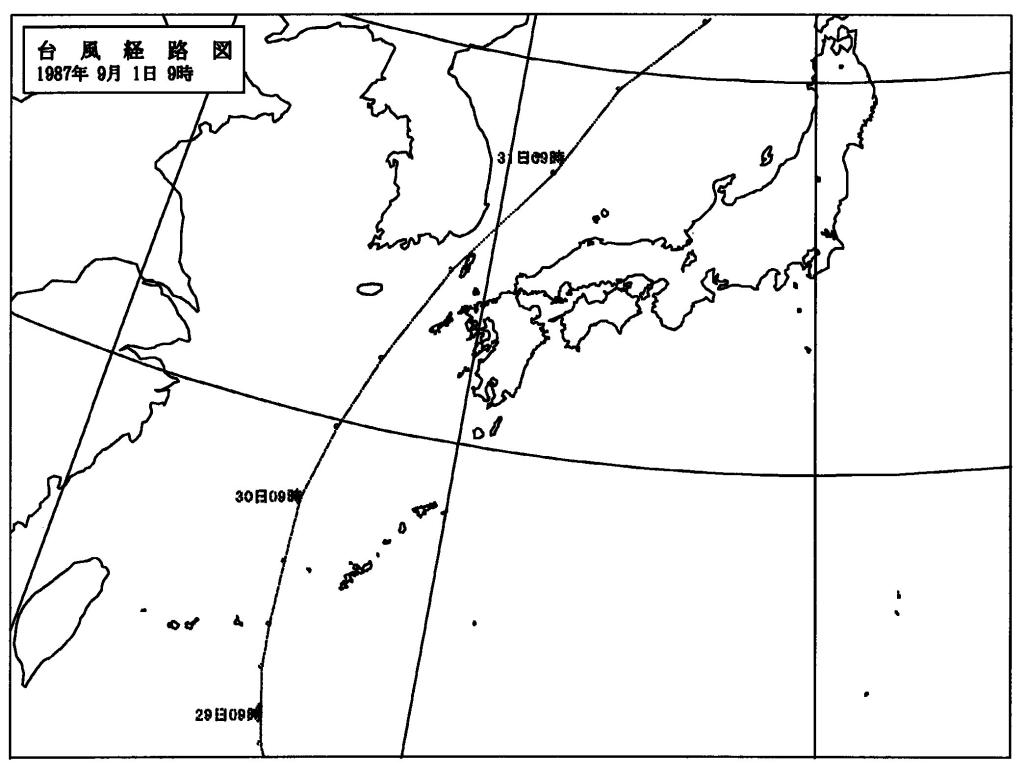
台風第12号は8月22日09時、グアム島のはるか南海上の北緯11度00分、東経145度40分で発生した。

台風は25日フィリピンの東海上に達し、その後やや速度を落とし、北西進しながらさらに発達して、26日21時には中心気圧が915hPa、中心付近の最大風速50メートルと大型で非常に強い台風に発達した。

その後も大型で非常に強い勢力を保ちながら東シナ海を北上し、30日09時には奄美大島の西海上約350kmを北上し、30日15時過ぎに北緯30度を通過した。台風は北緯30度を通過した後、毎時35kmと加速しながら北北東に進み31日00時には福江市の西約90kmの海上を通過して、31日04時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。その後、日本海を北東に進んで、31日21時に秋田沖に達し温帯低気圧に変わった。

福江の最大風速は31.3メートル、最大瞬間風速は55.6メートルの観測史上最大の風速を観測した。また、厳原では最大風速は21.8メートル、最大瞬間風速は52.1メートルを観測した。

昭和62年の台風第12号の経路図



県内気象官署の最大風速 (m/s) と最大瞬間  
風速 (m/s) 及び風向 (16方位)

気象官署	最大風速		最大瞬間風速	
長崎	14.3	WSW	31.9	SSW
平戸	27.0	SSE	53.2	SE
佐世保	12.3	SE	37.5	SE
厳原	21.8	SE	52.1	SE
福江	31.3	S	55.6	S

被害一覧表

			長崎県	佐賀県	福岡県
人	死 者	人	2	0	0
	行 方 不 明	〃	0	1	0
	負 傷	〃	44	24	2
建 物	全 壊	棟	17	0	0
	半 壊	〃	37	1	0
	流 失	〃	0	0	0
	全 燃	〃	0	0	0
	半 燃	〃	0	0	0
	床 上 浸 水	〃	70	0	0
	床 下 浸 水	〃	54	28	2
	一 部 損 壊	〃	7751	7	5
	非住家被害	〃	224	1	14
	道 路 損 壊	箇所	47	0	0
	橋 梁 流 失	〃	0	0	0
	堤 防 決 壊	〃	8	0	0
	山・崖崩れ	〃	12	0	0
	鉄 軌 道 被 害	〃	0	3	0
船 舶	沈 没	隻	57	19	0
	流 失	〃	0	1	0
	破 損	〃	239	11	1
	櫓 樺 等	〃	0	0	0

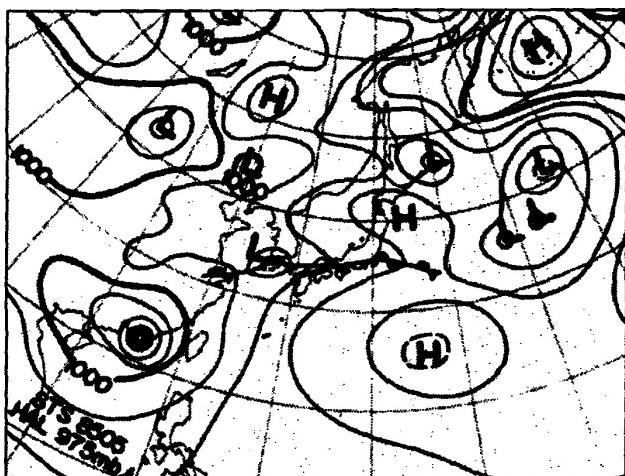
## (8) 1985(昭和60)年6月の対馬の大雨

## ① 気象概況

太平洋高気圧の勢力が強まり、梅雨前線が対馬海峡まで北上して停滞し、台風第5号の影響で南からの暖かい空気が流れ込み梅雨前線の活動が活発となった。

長崎県地方は21日からまとまった雨が降り、特に対馬地方では大雨となった。厳原の日降水量を見ると23日349ミリ、24日242ミリ、27日258ミリとなり、6月22日から28日までの一週間で1037ミリと一年間の降水量(平年値)のおよそ半分の降水量となった。

地上天気図(昭和60年6月24日09時)



被害一覧表

	長崎県	熊本県	福岡県
死者(人)	1	4	3
負傷者(人)	1	5	9
建物全壊(棟)	3	1	4
半壊(棟)	3	2	26
床上浸水(棟)	88	106	104
床下浸水(棟)	439	554	1017
道路損壊(箇所)	55	47	84
橋梁流失(箇所)	1	2	2
堤防決壊(箇所)	1	6	4
山がけ崩れ(箇所)	318	118	236

## (9) 1982(昭和57)年7月の長崎豪雨

**① 概 要**

6月13日に九州北部地方で梅雨入りしたものの、6月の九州北部地方は佐賀、福岡、下関でこれまでの少雨の記録を更新するほど降水量が少なかった。この傾向は7月はじめまで続いたが、7月10日夜からようやく雨が降り始めた。

11日には九州北部で梅雨前線の活動が活発となり各地で大雨が降った。その後、九州北部を中心に20日まで断続的に大雨が降りこれまでの水不足は解消された。21日に天気は一旦回復したが、23日になって梅雨前線は九州北部で再び活発になった。23日午後から長崎県北部に大雨をもたらした雨雲が南下して長崎市で記録的な大雨となり、山崩れ、土石流、河川の氾濫などの大きな災害をもたらした。

**② 気象概況**

7月23日9時、黄海にあった低気圧はやや発達しながら東進してきたため九州地方は南よりの著しく湿った空気が流入した。15時、低気圧は済州島の西海上に達したが速度はかなり遅くなった。21時には低気圧は済州島付近で998hPaとなった。

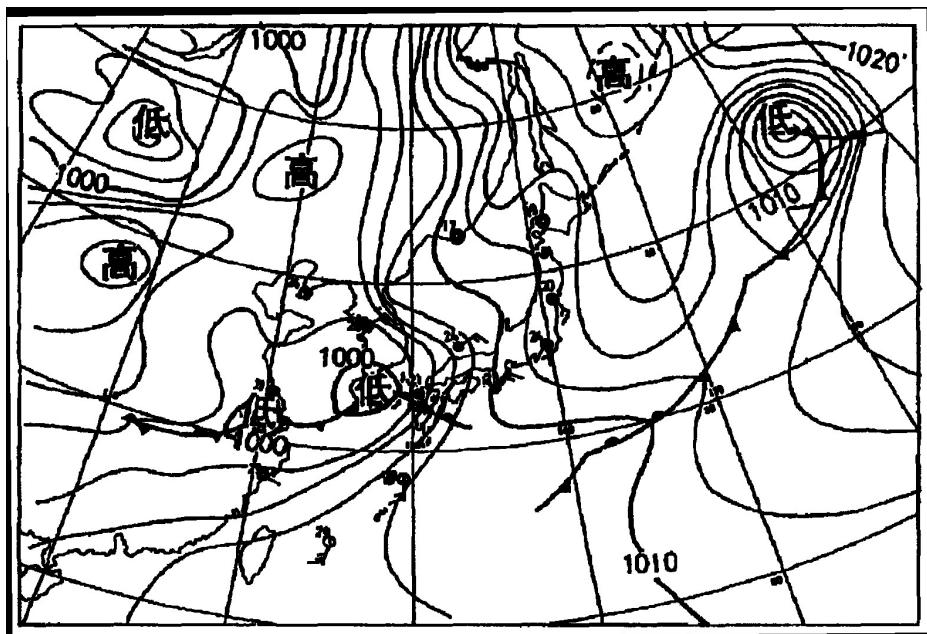
この低気圧に伴う梅雨前線は9時頃九州南海上から北上し、低気圧の速度が遅くなった15時には九州北部に停滞して活動が活発になった。

**③ 降雨の状況**

23日から25日にかけて断続的に雨が降ったが、長崎市周辺に集中して降ったのは23日17時から24時までの7時間である。長崎地方気象台ではこの7時間に447ミリの激しい雨が降り、これは長崎の6月の降水量(平年値)を超す大雨がわずか7時間で降ったことになる。

また、3時間降水量の最大値を見ると長崎市の東に位置する矢上団地で360ミリを超えたほか、長崎地方気象台で313ミリ、西彼杵半島の中央部から西部にかけて300ミリを超えた所が多い。なお、長与町役場では19時からの1時間に187ミリの日本歴代1位となる記録的な大雨を観測した。

地上天気図（昭和57年7月23日21時）



被害一覧表

		長崎県	(長崎市)	熊本県
死 者	人	294	257	24
行 方 不 明	〃	5	5	
重 傷 者	〃	16	13	
軽 傷 者	〃	789	741	44
全 壊 家 屋	棟	584	447	41
半 壊	〃	954	746	179
床 上 浸 水	〃	17909	14704	3871
床 下 浸 水	〃	19197	8642	11351
田 流 失・埋没	ha	860.09	189.5	
烟	〃	431.85	130.2	635
道 路	カ所	4969	1113	155
橋	〃	116	51	23
河 川	〃	4190	1163	
山 崖くずれ	〃	4457	583	333
学校	公 立	件	85	32
	私 立	〃	45	33

## (10) 1967(昭和42)年7月9日の佐世保の大雨

## ① 気象概況

台風第7号は6日9時に最も発達し中心気圧980hPaとなり、最盛期は7日3時頃まで続いた。その後次第に勢力は弱まり8日9時には沖縄本島の西約250km付近の海上に達して弱い熱帯低気圧となり、9日9時五島列島付近に達しさらに衰弱して温帯低気圧となった。

6日頃から、西日本—太平洋側沿岸には梅雨前線が停滞していたが、弱い熱帯低気圧の接近に伴って前線も九州中部付近へ北上し、前線へ向かって湿った気流が流入し、北九州から瀬戸内にかけ8日朝から大雨となった。9日9時に台風から変わった低気圧は梅雨前線上を東北東に進んだため五島列島から北九州にかけて、雷をともなった集中的な大雨が降った。

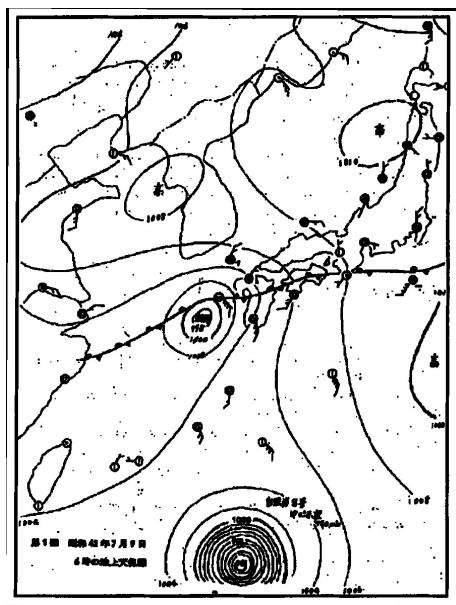
## ② 降雨の状況

8日早朝西日本で梅雨前線が活発となり、北九州から近畿にかけて強い雨が降り、この雨は昼頃まで続いた。

佐世保では8日9時ごろを中心に数時間で100ミリ以上の雨があった。9日早朝前線は再び活発となり、福江で明け方から昼前にかけて、最大1時間降水量は113.5ミリ、9時~12時の3時間に176ミリの記録的な大雨が降った。昼過ぎには福江の強雨域は東へ移り、天候は急速に回復したが、佐世保から福岡県西部にかけて12時~14時に再び局地的な大雨となった。佐世保では13時までの1時間に125.1ミリを観測し、佐世保測候所開設以来の最大の観測記録となった。

被害一覧表

	長崎県	佐賀県	福岡県	広島県
死 者 (人)	44	26	1	154
行方不明者 (〃)	6	8	1	5
負 傷 者 (〃)	144	41	2	126
全 壊 家 屋 (棟)	258	49	1	246
半 壊 家 屋 (〃)	456	83	1	261
床 上 浸 水 (〃)	7299	7478	276	3926
床 下 浸 水 (〃)	13772	9783	5598	18284
道 路 損 壊 (ヶ所)	353	135	52	392
橋 梁 流 失 (〃)	50	86	15	80
山 が け 崩 れ (〃)	652	291	94	703



地上天気図  
(昭和42年7月9日06時)

## (11) 1957(昭和32)年7月の諫早豪雨

## ① 気象概況

7月20日頃、朝鮮半島中南部付近を南北に振動していた梅雨前線は、沿海州付近にあつた寒冷高気圧が南西に張り出してきたため、21日には北九州まで、さらに22日から23日にかけては九州南部まで南下した。その後24日までは九州付近は寒冷高気圧に覆われ、時ならぬ涼しさに見舞われた。

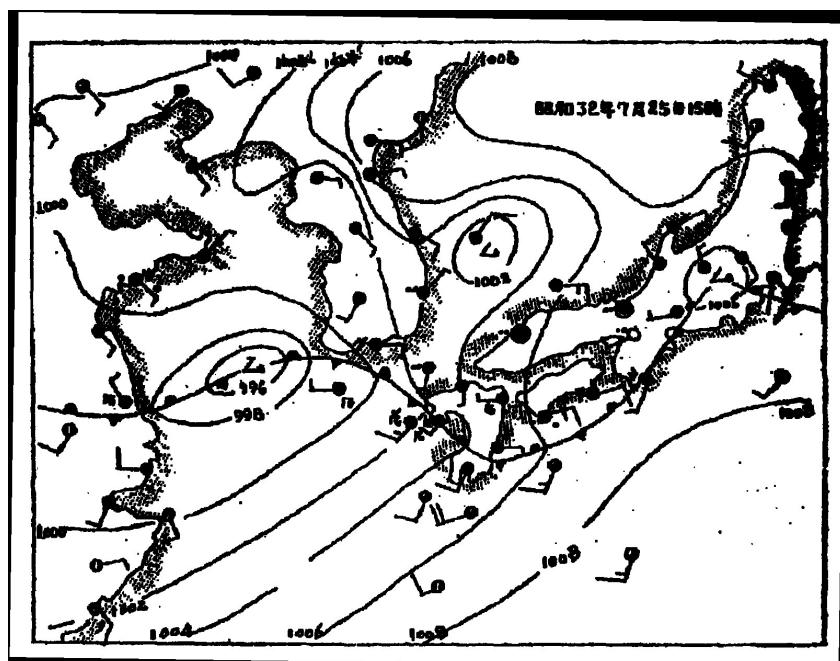
24日夜から25日朝にかけて、華中から東進してきた低気圧が黄海に進むころから、前線は再び北上を始めた。これに伴い梅雨前線は次第に活動が活発となり、25日9時には黄海南部の低気圧からチエジュ島の南、長崎県中部を経て四国沖に達しており、チエジュ島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。その後梅雨前線は26日まで引き続き長崎県中部で南北に振動を続け、この間、雷を伴った記録的な大雨が降った。

## ② 降雨の状況

この大雨はきわめて局地性が強く、大村・諫早・島原・熊本を結ぶ幅約20km、長さ約100kmの細長い帶状の地域に集中した。

この大雨の中心部である雲仙岳北斜面の西郷では日降水量1109.2ミリの記録的な降水量を観測したが、この地域から約20kmの距離にある雲仙岳南斜面の口之津では、わずかに86ミリで約1000ミリもの差がある。また、多雨域が沿岸部にあり、山岳方面の降水量が少ないこともこの大雨の特徴である。

地上天気図(昭和32年7月25日15時)



被害一覧表

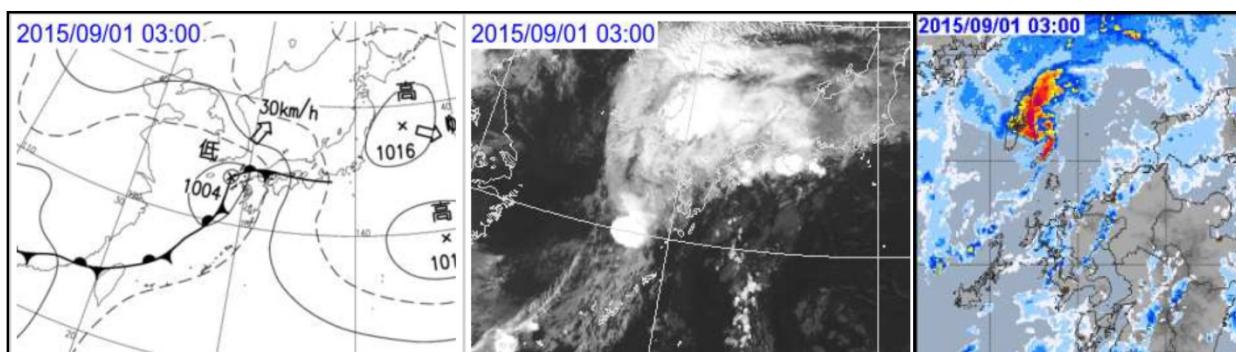
都市別 被害種別	諫早市	大村市	島原市	佐世保市	(旧) 南高来郡	(旧) 北高来郡	その他の 地域	総 計
死 者 (人)	519	19	12	5	46	74	30	705
行方不明者 (〃)	67	-	1	-	3	6	-	77
負 傷 者 (〃)	3500	14	1	5	107	38	70	3735
住家全壊 (棟)	391	52	14	25	120	140	57	799
〃 半壊 (〃)	1113	97	17	7	117	110	1195	2656
〃 流失 (〃)	313	15	30	-	72	43	28	501
床上浸水 (〃)	2301	1876	2500	252	2115	867	844	10755
床下浸水 (〃)	2332	2993	3254	2162	4007	1266	3795	19809
道路損壊 (ヶ所)	650	116	115	17	150	318	185	1551
橋 流 失	370	65	31	-	83	101	80	730
堤 防 決 壊	306	60	41	-	79	190	89	765
山(崖)くずれ	400	84	20	128	181	747	410	1970

#### 4 長崎県におけるその他の災害事例

##### (1) 2015(平成27)年9月の突風

前線を伴った低気圧が北東に進みながら9月1日3時には対馬海峡に達していた。この低気圧や前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となつたことに伴い発達した積乱雲が発生したため、9月1日3時までの1時間に對馬市美津島付近では約110ミリの猛烈な雨が解析された。

長崎県や山口県の沿岸海域では、発達した積乱雲の影響と見られる突風の発生によって、長崎県対馬沖で5隻、山口県角島沖で1隻の漁船が転覆し、乗組員10名のうち5名が死亡、1名が行方不明となつた。



平成27年9月1日03(日本時)の気象状況

【左】地上天気図、【中】気象衛星、【右】気象レーダー

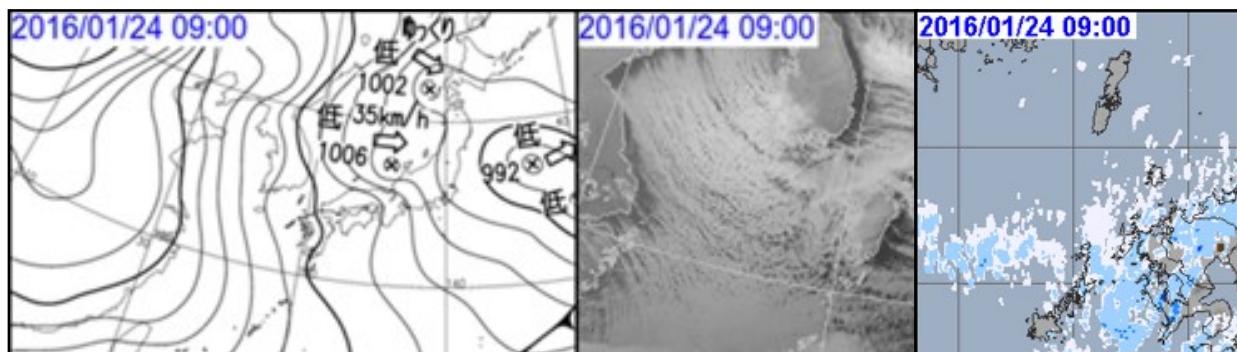
##### (2) 2016(平成28)年1月の大雪と低温

1月23日から25日にかけて強い冬型の気圧配置となり、九州北部地方の約1500メートル上空には氷点下15度以下の寒気が流れ込んだ。

このため、海上を中心に北西の風が非常に強くなり、24日から25日にかけて各地で大雪となつた。長崎市南山手町では、24日22時に17cmの積雪を観測し観測史上1位の値となつた他、佐世保で17cm、五島市三井楽で10cm、雲仙岳で20cmの積雪を観測した。

また、24日から26日朝にかけて厳しい冷え込みとなり、アメダスの観測では、日最高気温と日最低気温共に、低い方からの値が観測史上1位を更新した地点が多く、24日は県内各地で日最高気温が0℃未満の真冬日となるなど、記録的な寒さとなつた。

この大雪と低温によって、県内では6名の負傷者があつたほか、水道管の破裂等により広い範囲で断水(約55,000戸)が発生した。



平成 28 年 1 月 24 日 09 (日本時) の気象状況

【左】地上天気図、【中】気象衛星、【右】気象レーダー

## 観測史上 1 位の値 更新状況 (1 月 23 日～25 日)

## 日最深積雪 (年間を通じての値)

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	cm	観測日時	cm	年月日	
長崎	17	24 日 22 時	15	1967/1/17	1906 年

## 降雪の深さ日合計 (年間を通じての値)

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	cm	観測日	cm	年月日	
長崎	18	24 日	13	1967/12/29	1953 年

## 日最低気温の低い方から (年間を通じての値)

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	°C	観測日時	°C	年月日	
小値賀	-3.8	24 日 13 時 44 分	-2.6	2004/1/22	2003 年
頭ヶ島	-4.1	24 日 13 時 49 分	-3.2	2012/2/2	2003 年
上大津	-4.4	24 日 16 時 51 分	-2.7	2011/1/14	2003 年
野母崎	-3.9	24 日 19 時 08 分	-2.8	2012/2/2	1991 年
大村	-6.2	25 日 00 時 41 分	-5.5	2016/1/24	1996 年
島原	-6.2	25 日 03 時 05 分	-5.4	2012/2/3	2006 年
口之津	-6.2	25 日 01 時 42 分	-5.2	2016/1/24	1976 年

## 日最高気温の低い方から (年間を通じての値)

地点	更新した値		これまでの 1 位の値		統計開始年
	°C	観測日時	°C	年月日	
鰐浦	-2.3	24 日 22 時 38 分	-1.9	2012/2/2	1995 年
美津島	-2.1	24 日 22 時 17 分	-1.5	2012/2/2	2003 年

石田	-0.4	24日 24時00分	0.3	2004/1/22	2003年
小值賀	0.9	24日 22時37分	1.3	2004/1/22	2003年
頭ヶ浦	0.8	24日 23時45分	1.5	2012/2/2	2003年
大村	-0.9	24日 00時02分	0.6	2004/1/22	1996年
島原	-0.4	24日 00時04分	2.7	2012/2/2	2006年
上大津	-0.2	24日 24時00分	0.9	2012/2/2	2003年
野母崎	0.0	24日 00時32分	0.6	2001/1/15	1991年

※統計期間 10 年以上の観測点が対象

### 積雪の状況（1月23日～25日）

長崎では、24日22時に17cmの日最深積雪を観測（これまでの1位の値は、1967年1月17日に観測した15cm）

日付	23日			24日			25日		
	時刻	9時	15時	21時	9時	15時	21時	9時	15時
長崎	—	—	—	11	15	16	13	9	6
佐世保※			— (22:00)	9	17 (16:00)	15 (22:00)	14		
三井楽※			1 (22:00)	5	10 (16:00)	6 (22:00)	7		
雲仙岳※			1 (22:00)	3	11 (16:00)	12 (22:00)	20		
大村※				17	16		13		

注1 ※は委託観測所を示す。9時・15時・21時以外の観測については、観測値の下に観測時刻を記載している。

注2 空欄は観測値がないことを示す。

注3 「—」は積雪がないことを示す。

## 第3章 災害の概況

### 第1節 自然災害

(防災企画課)

#### 1 概況

本県の災害は、豪雨・台風・火山噴火等のいわゆる自然の異常現象並びに火災等によりもたらされているものである。

そのうち、本県における最も代表的なものは、豪雨及び台風来襲に伴う暴風雨、火山噴火による災害であり、地すべり、山くずれ、火碎流、土石流等も多発して大災禍に見舞われている。

特に、昭和57年7月23日の長崎大水害をはじめ、昭和32年7月25日の諫早大水害等、集中豪雨による局地的災害と平成3年6月3日の雲仙岳の大火碎流、平成3年6月30日の雲仙岳の大規模土石流による災害は代表的なものである。

こうした連年の災害は、民生と産業に大きな影響を与えており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6月、7月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活発化し、全県的な大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。

また、8月、9月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

雲仙岳の火碎流災害は季節に関係なく発生し、土石流災害は大雨と関連する場合が多い。

### 第2節 火災

(消防保安室)

#### 1 火災発生の推移

令和4年中の火災の発生件数は507件、損害額約6億7千万円であり5年前の平成29年と比較してみると、件数は28件の増加、損害額は1億4千万円の減となっている。

#### 2 火災の種別

火災の種別をみると例年建物火災が最も多く、令和4年中においては、全体の40.6%を占め、林野火災6.9%、車両火災6.5%で残り46.0%は船舶火災及びその他の火災となっている。

#### 3 出火の原因

令和4年の出火原因をみると、たき火が第1位で158件、次いで第2位がコンロで25件、第3位がたばこの32件、第4位が放火（放火の疑いを含む。）の15件、第5位が電気機器等の配線の12件となっており、これらで全体の45.8%を占めている。

## 第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 趣旨

(防災企画課)

長崎県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### 第2節 所掌事務又は業務

(関係課：関係機関)

#### 1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
九州管区警察局 (長崎県警察本部)	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九州管区行政評価局 (長崎行政監視行政相談センター)	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出に関すること (4) 災害時における電気通信の確保に関すること (5) 非常通信の統制、監理に関すること (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会 (4) 国有財産の無償貸付等の措置
九州厚生局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
長崎労働局	工場、事業場における労働災害の防止

## 第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	所 掌 事 項
九 州 農 政 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況の把握・報告に関すること</li> <li>(2) 応急用食料の調達・供給に関すること</li> <li>(3) 一般食料の安定供給対策に関すること</li> <li>(4) 農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること</li> <li>(5) 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること</li> <li>(6) その他防災に關し九州農政局の所掌すべきこと</li> </ul>
九 州 森 林 管 理 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有林野等の森林治水事業等の防災管理</li> <li>(2) 災害応急用材の需給対策</li> </ul>
九 州 経 済 産 業 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における物資の需給及び価格の安定対策</li> <li>(2) 被災商工業に対する融資の調整</li> </ul>
九 州 産 業 保 安 監 督 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること</li> <li>(2) 災害時における火薬、高压ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保</li> </ul>
九 州 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること</li> <li>(2) 直轄河川の水防に関すること</li> <li>(3) 直轄国道の防災に関すること</li> <li>(4) 港湾、海岸災害対策に関すること</li> <li>(5) 高潮、津波災害等の予防に関すること</li> <li>(6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施</li> <li>(7) その他防災に關し九州地方整備局の所掌すべきこと</li> </ul>
九 州 運 輸 局 (長崎運輸支局(東長崎庁舎))	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における陸上輸送の調査並びに指導</li> <li>(2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令</li> <li>(3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整</li> </ul>
九 州 運 輸 局 (九州運輸局、 長崎運輸支局(本庁舎)、 佐世保海事事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における海上運送の調査並びに指導</li> <li>(2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令</li> <li>(3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整</li> </ul>
大 阪 航 空 局 長崎空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長崎空港及びその周辺(福江空港及びその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む)における航空機災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の消火救難活動</li> <li>(2) 長崎空港の運航及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応措置</li> <li>(3) 遭難航空機の捜索及び救難活動</li> </ul>

機 関 名	所 掌 事 項
国 土 地 球 院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第七管区海上 保 安 本 部 (長崎海上保安部)	災害時における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理に関すること (2) 環境監視体制の支援に関すること (3) ペットの救護等に係る支援に関すること

機 関 名	所 掌 事 項
九 州 防 衛 局	(1) 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 (2) 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

## 2 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
陸上自衛隊第16普通科連隊、 陸上自衛隊対馬警備隊	災害時における人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

## 3 県

機 関 名	所 掌 事 項
長 崎 県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての救助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

## 4 市町

機 関 名	所 掌 事 項
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町防災会議に関する事務</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施</li> <li>(3) 消防水防その他の応急措置</li> <li>(4) 市町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救済措置</li> <li>(6) 災害時における保護衛生、文教及び交通対策</li> <li>(7) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>(8) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等</li> </ul>

## 5 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
日本銀行 (長崎支店)	災害時における金融機関の災害応急対策
日本赤十字社 (長崎県支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施</li> <li>(2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整</li> <li>(3) 救援物資及び義援金等の募集業務</li> </ul>
日本放送協会 (長崎放送局)	気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路㈱ (長崎高速道路事務所)	有料道路及び施設の保全防災対策
九州旅客鉄道㈱ (長崎支社)	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話㈱ (長崎支店)	電気通信設備の保全と災害時における非常通話の確保
日本郵便㈱ (長崎中央郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における郵便事務の確保</li> <li>(2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱い及び援護対策</li> </ul>
日本通運株式会社 (長崎支店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力株式会社 (長崎支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電力施設の整備と防災管理</li> <li>(2) 災害時における電力供給確保</li> <li>(3) 被災施設の応急対策と災害復旧</li> </ul>
西部ガス株式会社 (長崎供給部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市ガス施設等の災害防止対策</li> <li>(2) 災害時における都市ガス施設等の応急対策及び復旧対策</li> </ul>

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
土 地 改 良 区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たん水の防排除活動 (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
鉄 道 軌 道 機 関	(1) 鉄道、軌道施設の設備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
ガ 斯 供 給 機 関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
バ ス 機 関	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
水 防 管 理 団 体	水防施設、資材等の設備及び水防活動
報 道 機 関	災害状況及び災害対策に関する報道
(一社)長崎県医師会	災害時における被災者の救助活動
(一社)長崎県歯科医師会	災害時における被災者の救助活動
(公社)長崎県看護協会	災害時における被災者の救助活動
(一社)長崎県L Pガス協会	災害時におけるL Pガスの供給

## 第2編 災害予防計画



## 第2編 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目標としている。

### 第1章 地域防災体制の確立

#### 第1節 防災知識普及計画

(防災企画課：消防保安室：男女参画・女性活躍推進室：生活衛生課：教育庁  
：国土地理院九州地方測量部)

防災関係職員及び一般住民に対し、平時から災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう留意することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また県及び市町は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

1 防災知識の普及は災害予防又は災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ普及を要する要項について行うものとする。

2 防災知識の普及は、市町、関係機関、大学等と協力して、次の方法で行うものとする。

- (1) ラジオ、テレビ又は新聞、広報誌、インターネットによる普及
- (2) 広報車の巡回及び映画、スライド等による普及
- (3) その他講習会、専門家の派遣等による普及

3 普及にあたっては徹底を図る必要のある事項を重点に普及するものとし、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象知識及び危険物に関する知識
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
  - ア 火災予防の心得
  - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
  - ウ 雨期への備え

- エ 地震・津波の心得
- オ 農作物の災害予防事前措置
- カ 船舶等の避難措置
- キ その他

- (4) 災害応急措置
  - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
  - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
  - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等
- エ 災害時の心得

- (ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法
- (イ) 停電時の照明
- (ウ) 非常食糧、見廻り品等の整備及び貴重品の始末
- (エ) 屋根、雨戸等の補強
- (オ) 排水溝の整備
- (カ) 避難に関わる用語の意味と内容
- (キ) 避難の方法、場所、時期の周知方法
- (ク) 火気の始末

#### (5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

- (6) 県、市町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

#### (7) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

### 4 普及の時期

防災知識の普及時期はその内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。学校における、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育も効果的である。

## 第2節 防災訓練計画

(防災企画課：県民生活環境課：交通・地域安全課：福祉保健課、地域保健推進課：河川課)

訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。なお、訓練区分は次のとおりとする。

- 1 総合防災訓練
- 2 図上訓練
- 3 避難救助訓練
- 4 水防訓練
- 5 消防訓練
- 6 非常無線通信訓練

また、訓練内容は、次のとおりとする。

### 1 総合防災訓練（資料編7 長崎県総合防災訓練実施要綱）

#### （1）訓練参加機関（順序不同）

主な訓練参加機関は以下のとおりであるが、その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般県民の参加も広く呼びかけるものとする。

- ア 長崎県
- イ 自衛隊長崎地方協力本部
- ウ 陸上自衛隊
- エ 海上自衛隊
- オ 航空自衛隊
- カ 九州管区警察局長崎県情報通信部
- キ 長崎県警察
- ク 海上保安部
- ケ 第七管区海上保安本部
- コ 日本赤十字社長崎県支部
- サ 市町
- シ 消防本部
- ス 市町消防団
- セ 市町赤十字奉仕団
- ソ 防災関係機関
- タ 保健医療福祉活動チーム

#### （2）訓練項目

- 非常無線通信訓練
- 水防団の水防工法訓練
- 赤十字奉仕団の炊出訓練

- 避難訓練
- 救出訓練
- 救護訓練
- 漂流者発見訓練
- 航空機による偵察及び救助訓練
- 艦艇による救助物資輸送訓練
- 自衛隊による架橋及び輸送訓練
- 保健医療福祉調整訓練
- その他

### (3) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

## 2 図上訓練

図上訓練は、災害対策関係各機関の指揮者が災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するよう図上で総合防災訓練を行う。

## 3 避難救助訓練

避難訓練は、避難勧告、避難所の開設等に伴う計画及び実施については市町が行う。しかし、避難誘導訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察においても実施する。

## 4 水防訓練

水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、主として次の事項について訓練を実施し、訓練の方法は1の総合訓練又は単独に行う。

- (1) 訓練項目
  - 觀測訓練
  - 通報訓練
  - 動員訓練
  - 輸送訓練
  - 工法訓練
  - 桶門等の開閉操作訓練
  - 避難訓練
  - その他

## 5 消防訓練

消防訓練は、市町で行う自主的訓練と地域的に行う総合訓練に区分して行う。

- (1) 自主的訓練
  - 非常招集訓練
  - 消火訓練
  - 避難訓練

- その他
- (2) 総合訓練
  - 応援出動訓練
  - 通信、情報、連絡各訓練
  - 避難・救助訓練
- (3) 訓練細目
  - 消防用機械器具操作法訓練
  - 消防用機関運用訓練
  - ポンプ操法
  - 操縦訓練
  - 非常招集訓練
  - 人命救助訓練
  - 飛火警戒訓練
  - 通信連絡訓練
  - 破壊消防訓練
  - 出動訓練
  - その他

## 6 非常通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が充分効果をあげられるよう、平素から長崎地区非常通信連絡会（37機関）が策定する非常通信訓練計画に基づき、総合訓練及び各個訓練を定期又は臨時に実施する。

- (1) 総合訓練は、地方若しくは地区ごとに同一免許人若しくは異なる免許人所属の数局が参加して実施する訓練又は数地方若しくは数地区と東京との間に行う訓練をいう。
- (2) 各個訓練は、常用通信系による訓練及び同一免許人又は異なる免許人所属無線局相互間の新規連絡であって、個々の無線局が行う訓練をいう。
- (3) 訓練の方法等

定期訓練については、年間を通して時間ごとの感度、空中状態等を記録する。

- 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了する。
- 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」を表示して差し出すものとする。
- 訓練終了後は、空電、混信、受信感度、その他参考事項を相互に通報する。

## 第3節 消防団の育成・強化

(消防保安室)

### 1 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

### 2 消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

#### (1) 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

#### (2) 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

#### (3) 学校における防災教育

学校において、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を行うにあたり、使用する教材などの情報の提供に努める

## 第4節 民間防災組織の確立

(防災企画課：福祉保健課：漁政課：農政課：教育庁：日本赤十字社長崎県支部)

### 1 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認、遺体の捜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市町等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、P T A、婦人会、青年団等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機関及び団体を積極的に県防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

### 2 農業団体

災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため県下各農業協同組合、長崎県農協中央会、農林中央金庫長崎支店、JA全農・JA共済連の各長崎県本部と長崎県農業信用基金協会及び長崎県畜産協会等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化を図るものとする。

### 3 水産業団体

災害時において、被災水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため、県内各漁業協同組合、長崎県漁業協同組合連合会、長崎県信用漁業協同組合連合会、長崎県漁業共済組合、長崎県漁業信用基金協会、長崎県漁船保険組合、全国共済水産業協同組合連合会長崎県事務所等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化を図るものとする。

### 4 赤十字奉仕団

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長を図るものとする。

### 5 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、P T A、婦人団体、青年団体、少年団体等の育成指導を行う。

## 第5節 自主防災活動

防災企画課：地域づくり推進課：観光振興課：県民生活環境課：産業政策課：教育庁）

### 1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。その際、女性の参画の促進を求める。

市町にあっては、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、県や市町と協力して防災活動を行うものとする。

#### (1) 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い
- ④ 各地域における避難地、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びロック扉などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認

#### (2) 災害発生時に実施する事項

- ① 災害情報の正確な把握
- ② 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施
- ④ 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
- ⑤ 初期の救出、救助
- ⑥ 適切な避難
- ⑦ 自力による生活手段の確保
- ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援

#### (3) 自主防災組織の組織化

令和6年4月現在、長崎県における自主防災組織の組織率は74.8%にとどまっている。県は、市町に対して、組織化促進に向けて強力に働きかけていくものとする。

組織化に関しては、全市町に対して目標値を設定し、県全体として令和7年度には80%台の組織率となることを目途として推進していく。

市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定するものとする。（資料編6 長崎県内の自主防災組織状況）

#### (4) 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努めるとともに、災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

#### (5) 組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な地域を単位として編成し、その設置においては、下記事項に留意のうえ、市町が住民と協議して実施するものとする。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

#### (6) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

なお、既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は、自主防災組織に準じるものとして、県、市町は情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

- ① 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人団体、青年団体、P T A等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

県は、市町と連携して、広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市町職員に対する講習会の開催等によりその取組みを支援する。

#### (7) 地域防災リーダーの育成

県、市町は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

- ① 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。
- ② 地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- ③ 地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

## (8) 自主防災組織の活動

### ① 防災知識の普及・啓発活動

市町は、住民一人ひとりが正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について確認しておくものとする

普及・啓発事項としては次のようなことを行う。

- 風水害、地震等災害に関する基礎的な知識
- 災害危険箇所の把握
- 情報の収集、伝達体制
- 初期消火、出火防止対策
- 救出救護対策
- 避難誘導対策
- 避難行動要支援者対策

### ② 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- 広報伝達班
- 消火防火班
- 避難誘導班
- 救出救護班
- 生活物資供給班

### ③ 防災訓練の実施

市町は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、市町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するよう努めるものとする。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に十分配慮した訓練内容とする。

- 情報の収集及び伝達の訓練
- 出火防止及び初期消火の訓練
- 避難訓練
- 救出及び救護の訓練
- 炊き出し訓練

### ④ 防災資機材の定期点検の実施

市町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

### ⑤ 地域内の他組織との連携

各自主防災組織は、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

### ⑥ 自主防災組織の活動拠点の整備

市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、

救護のための資機材の充実を図るものとする。

## 2 県、市町の指導・助成

県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、全国の奏功事例を踏まえた指導・助言に努める。また、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

### (1) 自主防災組織の組織化促進

組織化の促進は、1 (3) の組織化計画に沿って推進する。市町は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向け、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

### (2) 自主防災組織研修会

県は、地域防災組織の核となるリーダー及び市町職員等を対象に定期的に研修会を開催する。開催にあたっては、概ね県下の地方本部を一単位として開催するものとする。

### (3) 地域コミュニティ対策

地域コミュニティの維持、活性化に向けて、市町などの求めに応じて集落対策や地域運営組織の設立に関するアドバイザーを派遣するとともに、県内先進事例について、ホームページでの発信に努める。

## 3 事業所等の自主防災活動

### (1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

また、事業所は豪雨や暴風など屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

### (3) 事業継続計画（B C P）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（B C P）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

### (4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 4 多様な主体との連携

県、市町は、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図るため、消防団や自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を図るものとする。

また、国が進める被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を踏まえ、県、市町においても登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。

## 第6節 男女共同参画の視点の強化

(防災企画課：男女参画・女性活躍推進室)

### 1 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築や役割の明確化

- (1) 県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、県及び市町において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、県及び市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。
- (2) 県及び市町は、平時において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

## 第7節 防災体制の課題への備え

(防災企画課：水環境対策課：福祉保健課：地域保健推進課：道路維持課)

### 1 連携と協力

#### (1) 連携と協力

平常時から、県、市町は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

さらに、トイレカーやトイレトレーラー、トレーラーハウス、キッチンカー、セントラルキッチン、コンテナ型トイレなどの活用に係る連携についても、県、市町が連携にして取り組むよう努める。

#### (2) 防災行動計画（タイムライン）の策定

県、市町は、他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

#### (3) 道路管理者とインフラ事業者との連携推進

県、市町の道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めるものとする。

#### (4) 火入れの許可申請等について

市町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

市町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

## 2 情報の収集について

### (1) 情報収集のIT化

県、市町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

### (2) 多様な情報の活用

県は、情報の共有化を図るため、国の総合防災情報システム（S O B O - W E B）に接続し、共有した防災情報を活用して、災害対応とともに、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

### (3) 体制の整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、関係防災機関と連携して、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶等の多様な情報集手段を活用できる体制の構築を図るとともに、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るよう努める。特に、災害時に孤立するおそれのある市町で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保を推進するものとする。

### (4) 通信手段の確保

県、市町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的な実施に努める。

県、市町は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

## 3 防災関係機関相互の連携体制

### (1) 応援要請

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

市町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、市町の受援計画の作成や実行性の確保に向けて適切な助言を行うなどの支援に努めるものと

する。

### (2) 応援・受援計画の策定

県、市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。また、派遣される職員が、被災地で自活できる資機材や装備品の充実を図るよう努める。

### (3) 受援体制の整備

県、市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

その際、感染症対策のため、適当な空間の確保にも配慮するものとする。

## 4 物資の調達、供給活動関係

ア 県、市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

イ 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。また、海路による物資輸送に係る連携の拡大にも努める。

ウ 県、市町は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

エ 県、市町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

オ 県、市町の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

## 5 災害対策の活動拠点の機能の確保

県、市町は、庁舎や避難所、備蓄倉庫など、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす

施設・設備の耐震化などの防災拠点の耐震化に向けた整備に努める。

## 6 避難所環境の整備

### (1) 指定避難所の設置

平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

### (2) 感染症対策

市町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

### (3) 状況把握の体制整備

ア 市町は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

### (4) 業務効率化

市町は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を検討するものとする。

## 7 地方公共団体の活動体制

県及び市町の災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるとともに、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の

要請をするよう求めるものとする。

市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

## 第2章 防災業務施設の整備計画

### 第1節 気象観測施設等整備計画

(長崎地方気象台)

#### 1 気象観測施設等

気象・地象・水象を観測するため、長崎県内につきの観測施設を整備・配置し維持に努めている。

- (1) 気象観測施設
- (2) 地震・津波観測施設（震災対策編参照）
- (3) 火山観測施設

#### 2 情報伝達装置

長崎地方気象台が発表する防災気象情報を気象業務法及び災害対策基本法等の関連法令に基づき、県内の防災機関及び報道機関等へ迅速かつ的確に伝達するため、防災情報提供システム等を整備している。

#### 3 気象庁以外の気象観測施設

長崎県内で気象庁以外の機関が設置した気象の観測施設を対象に、観測環境や観測精度の維持などについて必要な助言・指導を行っている。

長崎県内の気象観測施設一覧表（気象庁関係）

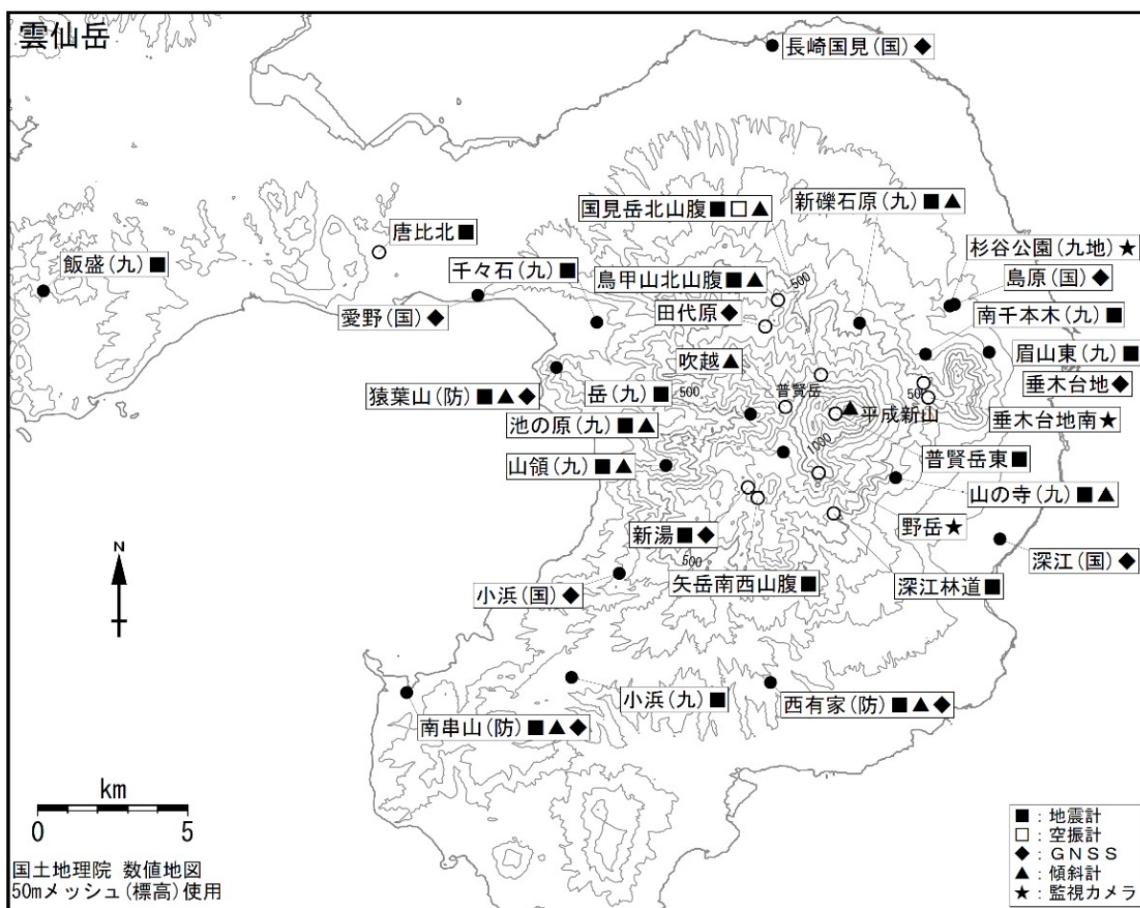
観測所名	所 在 地	観測要素					
		降水量	気温	風	日照	積雪	その他
鰐 浦	対馬市上対馬町鰐浦	○	○	○			○
巖 原	対馬市巖原町東里（巖原特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
美 津 島	対馬市美津島町鷄知乙（対馬空港）	○	○	○			
芦 辺	壱岐市芦辺町国分東触	○	○	○			○
石 田	壱岐市石田町筒城東触（壱岐空港）	○	○	○			
平 戸	平戸市岩の上町（平戸特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
松 浦	松浦市志佐町里免字辻ノ尾台	○	○	○			○
佐 世 保	佐世保市干尽町（佐世保特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
有 川	南松浦郡新上五島町有川郷字上原	○	○	○			○
西 海	西海市西海町中浦南郷	○	○	○			○
長 浦 岳	長崎市神浦北大中尾町	○					
大 村	大村市箕島町（長崎空港）	○	○	○			
諫 早	諫早市馬渡町	○					
長 崎	長崎市南山手町（長崎地方気象台）	○	○	○	○	○	○
雲 仙 岳	雲仙市小浜町雲仙（雲仙岳特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
島 原	島原市新湊（新湊町集合避難施設）	○	○	○			○
福 江	五島市木場町（福江特別地域気象観測所）	○	○	○	○		○
上 大 津	五島市上大津町（福江空港）	○	○	○			
口 之 津	南島原市口之津町丁	○	○	○			○
脇 岬	長崎市脇岬町	○	○	○			○

観測要素	観測所名	所在地
波浪の高さ・周期	生月島沿岸波浪計	平戸市生月町御崎
潮位	長崎検潮所	長崎市松が枝町
	口之津検潮所	南島原市口之津町
	福江検潮所	五島市東浜町
	対馬比田勝観測点	対馬市上対馬町
最大 12km 程度までの上空の風向・風速	巖原ウインドプロファイラ観測局	対馬市巖原町内山
	平戸ウインドプロファイラ観測局	平戸市岩の上町

雲仙岳に係わる火山観測施設一覧表(気象庁関係)

火 山 性 震 動 観 測 点				
観測点	所在地	北 緯	東 経	標高(m)
新湯	長崎県雲仙市小浜町雲仙	32° 44. 28'	130° 15. 75'	678
国見岳北山腹	長崎県島原市三会	32° 46. 31'	130° 17. 31'	834
矢岳南西山腹	長崎県雲仙市小浜町雲仙	32° 44. 09'	130° 15. 96'	769
鳥甲山北山腹	長崎県雲仙市国見町平石	32° 47. 66'	130° 16. 39'	655
深江林道	長崎県南島原市深江町甲	32° 43. 81'	130° 17. 58'	579
唐比北	長崎県諫早市森山町唐比北	32° 48. 52'	130° 07. 87'	66
普賢岳東	長崎県雲仙市小浜町	32° 45. 61'	130° 17. 62'	1, 340
傾 斜 計 観 測 点				
観測点	所在地	北 緯	東 経	標高(m)
鳥甲山北山腹	長崎県雲仙市国見町平石	32° 47. 66'	130° 16. 39'	655
国見岳北山腹	長崎県島原市三会	32° 46. 31'	130° 17. 31'	834
吹越	長崎県雲仙市小浜町	32° 45. 73'	130° 16. 55'	885
空 振 計 観 測 点				
観測点	所在地	北 緯	東 経	標高(m)
国見岳北山腹	長崎県島原市三会	32° 46. 31'	130° 17. 31'	834
遠 望 観 測 装 置 観 測 点				
観測点	所在地	北 緯	東 経	標高(m)
野岳	長崎県南島原市深江町字	32° 44. 54'	130° 17. 26'	1, 120
垂木台地南	長崎県島原市安中	32° 45. 90'	130° 19. 60'	467
G N S S 観 測 装 置 観 測 点				
観測点	所在地	北 緯	東 経	標高(m)
新湯	長崎県雲仙市小浜町雲仙	32° 44. 28'	130° 15. 75'	678
垂木台地	長崎県島原市南千本木町甲	32° 46. 16'	130° 19. 50'	586
田代原	長崎県雲仙市国見町八斗木名 平石	32° 47. 18'	130° 16. 12'	640

## 雲仙岳に係わる火山観測施設配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の観測点位置を示しています。

(国): 国土地理院、(九): 九州大学、(防): 防災科学技術研究所、(九地): 九州地方整備局

## 第2節 災害通信業務整備計画

(防災企画課)

### 1 災害通信網の整備

長崎地方気象台より発表される注意報、警報等の防災気象情報は、直ちに所管の伝達系統によって有線あるいは無線通信施設を利用して下部機関にすみやかに気象状況の伝達をはかるとともに、災害が発生すると被害情報収集及びその対象について緊密な連絡を行っている。また通信による連絡施設（公衆、専用）も被災して、無線通信が途絶した場合は、長崎地区非常通信連絡会（会長 危機管理課長）は「非常通信」の発動を要請して、非常通報を取扱うことしている。

## 第3節 水防、消防及び救助施設等整備計画

(防災企画課：消防保安室：河川課)

### 1 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

《参考》積み土のう工10mに必要な資器材

種類	単位	数量	備考
土のう袋	袋	140	前3段、後2段
鋼杭	本	40	長さ1.2m、Φ16mm、1袋当たり2本使用
掛矢（大型ハンマー）	丁	6	
スコップ	丁	4	
モツコ	組	3	

### 2 消防関係

県内の消防力は、3年毎に実施される市町村消防施設整備計画実施調査によると、令和4年4月1日現在、消防ポンプ自動車にあっては、署所管理分、団管理分を合算した充足率は98.2%となっているが、消防水利の充足率は77.3%となっており、市町の年次計画に基づく計画的な整備が必要である。

## 第3章 災害備蓄物資及び災害対策基金等の確保

### 第1節 災害備蓄物資並びに資器材の確保計画

(福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：農産園芸課：畜産課：監理課：  
建設企画課：男女参画・女性活躍推進室：農林水産省)

#### 1 主要食糧の確保

災害救助法が発動され、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

#### 2 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保

##### (1) 食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等

災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救助物資については、被災者に対して給与又は貸与できるよう、備蓄しておくものとする。

その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

また、備蓄場所ごとの備蓄物資の品目・数量などを定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

なお、備蓄品目や備蓄量、備蓄場所等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」(H26.3.31策定)に基づき定めるものとする。

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
長崎県災害備蓄倉庫	西彼杵郡長与町高田郷2238番59 (長崎県福祉保健課 TEL 095-895-2410)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ブルーシート、標識ロープほか
県央振興局	諫早市栄田町26-49 (県央保健所企画調整課 TEL 0957-26-3304)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
島原振興局	島原市城内1丁目1205 (島原振興局総務課 TEL 0957-63-5036)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ紙おむつ、生理用品
県北振興局	平戸市田平町里免1126-1 (県北保健所企画調整課 TEL 0950-57-3933)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
五島振興局	五島市福江町7-2 (五島保健所企画保健課 TEL 0959-72-3125)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
五島振興局	南松浦郡新上五島町有川郷578-2	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、

上五島支所	(五島振興局上五島支所総務課 TEL 0959-42-1141)	毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触570 (壱岐振興局総務課 TEL 0920-47-4396)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品
対馬振興局	対馬市厳原町宮谷224 (対馬振興局総務課 TEL 0920-52-1206)	アルファ化米、缶詰パン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

## (2) 医薬品

災害のため医療が混乱し、罹災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医療品等については迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともに、その流通状況を把握しておくものとする。

また、災害時における防疫措置の徹底をはかるため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。

九州各県の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に各県が相互支援を行いややすくするための体制作りに努める。

### 災害用衛生材料セット

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
医療政策課	長崎市尾上町3-1 TEL 095-895-2461	・ガーゼ・包帯・三角巾・ガウンほか
西彼保健所	長崎市滑石1-9-5 TEL 095-856-0691	同 上
県央保健所	諫早市栄田町26-49 TEL 0957-26-3304	同 上
県南保健所	島原市新田町347-9 TEL 0957-62-3287	同 上
県北保健所	平戸市田平町里免1126-1 TEL 0950-57-3933	同 上
五島保健所	五島市福江町7-2 TEL 0959-72-3125	同 上
上五島保健所	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17 TEL 0959-42-1121	同 上
壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5 TEL 0920-47-0260	同 上
対馬保健所	対馬市厳原町宮谷224 TEL 0920-52-0166	同 上

### 災害用備蓄医薬品・医療機器等

備蓄場所	住所・連絡先	内 容
藤村薬品(株)	長崎市田中町2022 TEL 095-839-3232	・心電計 ・眼科、耳鼻科用具 ・マジックギブスセット ・喉頭鏡セット ・自動蘇生器 ・殺菌消毒剤・止血剤

			・抗生物質 ・局所麻酔剤 ・強心剤 ほか
東七株	佐世保市瀬戸越4丁目1318-1	TEL0956-41-0777	同上
(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市弁天町2丁目7109-4	TEL0957-62-2201	同上
(株)宮崎温仙堂商店薬品倉庫	諫早市東小路町2番28号	TEL0957-22-3350	同上

### 3 種子、飼料等の確保

#### (1) 種子もみ、種子麦

災害による生産者の種子もみの不足に対処し、再生産の確保を図るため種子もみ備蓄に努めるものとする。

連絡先・住所	内 容
(一社)長崎県米麦改良協会	長崎市出島町1-20 種子もみ、種子麦

#### (2) 飼料

災害のため、飼料の供給が困難な地域にあっては、全国農業協同組合連合会長崎県本部等に委託して必要量の確保に務める。

ア 供給期間災害発生の日から20日以内

イ 飼料品目および基準所要量

飼料別	家畜別	1日1頭(羽)当たり所要量(kg)
配合飼料	乳用牛	経産牛 11.0
	肉用牛(肥育)	肥育牛(前期) 4.3
	〃	〃(中後期) 8.5
	〃(繁殖)	経産牛 0.8
	〃	子牛(育成) 3.7
	〃	〃(人工乳) 0.5
	豚	種豚 2.5
	〃	肥育豚(30kg~) 2.5
	〃	子豚(~30kg) 0.6
	採卵鶏	成鶏 0.10
	プロイラー	肥育期 0.17

乾 草	乳用牛	経産牛	12.8
	肉用牛 (肥育)	肥育牛 (前期)	3.9
	〃	(削除)	(削除)
	〃 (繁殖)	経産牛	4.7
	〃	子牛 (育成)	1.3

注) 算出根拠:長崎県農林業基準技術、日本飼養標準等

#### 4 土木建築資材の確保

##### (1) 工事用特殊車両や復旧資材

工事用特殊車両や復旧資材等を迅速に確保できるよう、大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等との連絡体制を整備する。(資料編に大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等を掲載)

##### (2) 水防資器材 (土のう袋、鋼杭)

応急対策資材となる土のう袋、鋼杭の水防資器材については、第3編第6章第17節水防倉庫及び資器材の備蓄に記載

## 第2節 災害対策基金等管理計画

(財政課：福祉保健課)

本計画は、災害発生に際し、県が災害対策に要する経費及び災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害基金及び災害救助基金の積立を行い適切な管理運用を図るものである。

### 1 災害基金

県は、地方自治体及び地方財政法の規定により、長崎県災害基金条例（昭和32年条例第43号）を定め、災害基金を設置し、基金の確保及び的確な運用にあたっているが、その概要は次のとおりである。

#### （1）基金の積立額

毎年度予算で定める額

#### （2）基金の管理

基金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ又は確実かつ効果的な方法により運用する。

#### （3）基金の処分

災害の復旧又は災害復旧費の償還に要する経費、その他災害に関連する経費の財源にあてるときに処分することができる。

なお、「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源」として長崎県財政調整基金条例（昭和35年条例第35号）に基づく基金からあてることができる。

### 2 災害救助基金

#### （1）基金の積立額

救助法第22条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

各年度における災害救助基金の法定最小額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5／1000とする。

#### （2）基金の運用

ア 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

（ア）財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

（イ）国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買入れ

（ウ）救助に必要な給与品の事前購入

イ 災害救助基金から生じる収入並びに救助法に基づく国庫負担金の超過額は、災害救助基金に繰入れなければならない。

## 第4章 県土保全対策計画

(漁港漁場課：農村整備課：森林整備室：港湾課：河川課：砂防課：建築課：盛土対策室：防災企画課)

### 1 治山事業

本県は、60%が森林で占められ、県土の保全上、森林の役割は極めて大きい。又、地質的特性は、大部分が第三紀層と第三紀火山岩類で占められていることである。

特に北松地域は全国有数の地すべり地帯を形成し、島原半島は風化し流出し易い安山岩類、西彼杵、野母崎半島は、はく離し易い片岩類、対馬・五島地域は風化し易い粘板岩等、災害の発生し易い地質から成っている。

近年の集中豪雨は、諫早水害を始めとして、昭和57年7月の長崎大水害、平成元年の五島・平戸災害、平成2年の県北地方の災害、平成3年の雲仙・普賢岳の火山災害、令和3年の雲仙土砂災害等により、多数の尊い犠牲者を出すとともに、各地に山地の荒廃をもたらし、災害多発県として治山事業の必要性、緊急性を高めている。

#### (1) 主な治山事業

##### ア 一般治山事業

###### (ア) 山地治山事業

###### ① 復旧治山

山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。

###### ② 緊急予防治山

地域における減災に関する取り組みと併せて行う水源の涵養及び山地災害の未然防止のため、荒廃山地の崩壊等の予防を図る。

###### ③ 予防治山

山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある渓流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。

###### ④ 山地災害重点地域総合対策

リモートセンシング技術を活用して調査し、計画を策定した危険個所の復旧整備や崩壊等を未然に防止する。

###### ⑤ 林地荒廃防止

激甚災害法に基づき指定された災害により被災した地域において、風倒木・流木などに起因する山地災害を未然に防止する。

###### (イ) 防災林整備事業

###### ① 保安林整備（保安林改良、保育等）

保安林の機能を維持強化するための森林の整備等を実施する。

###### ② 保安林管理道整備

治山事業の計画のかつ効率的実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の開設・改良を実施する。

### ③ 防災林造成

風倒木、山火事、病害虫等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する。

また、海岸からの飛砂、潮風、強風等による被害から人家、農地等を保護するため潮工・防風工・植栽工等を実施する。

#### (ウ) 流域保全総合治山事業

##### 流域保全総合治山

流域保全上重要な水系の上流森林等において、筋工・柵工などの簡易構造物の設置や組み合わせにより、森林における雨水の浸透・保水機能の向上や流木に起因する災害を未然に防止する。

##### イ 災害関連緊急治山等事業（災害関連緊急治山、災害関連緊急地すべり防止）

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地を当該発生年度に緊急に復旧整備を実施する。

##### ウ 林地崩壊防止事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害に伴い、集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある小規模崩壊地の復旧事業で、概ね3ヶ年間に市町村が施行主体とした実施する。

##### エ 地すべり等防止事業

地すべり等による山地、農地、河川、公共施設等の被害を防止、軽減するために防止工事を行う。

#### (2) 治山事業実施計画

令和6年度を初年度とする森林整備保全事業計画（令和6年度～10年度）に基づき実施する。

## 2 治水事業

#### (1) 本県の河川の概要

本県の法定河川数は376河川で、その延長は1,162kmに及んでいる。しかし1級河川は本明川1水系だけで、2級河川が浦上川外340河川、区間延長1,026kmを占めるが、ほとんどが中小河川であり、山から海までの距離が短く、しかも勾配が急であるため洪水時には激流となって流下し、氾濫やがけ崩れ、土石流といった災害がしばしば発生し、一瞬にして貴い人命や貴重な財産を奪うなど、治水、利水対策上、不利な地形、地理的状況を呈している。

#### (2) 河川改修事業

河川の氾濫を防止するため河川改修事業の推進を図る。特に、宅地開発等都市化に伴う都市河川の重点整備に努める。

また、河川のもつ自然環境を配慮した河川改修により河川環境の整備と保全に努める。

#### (3) ダム建設事業

洪水調節及び流水の正常な機能維持により、流域の治水安全度の向上を図るため治水

ダムの建設を行う。

### 令和2年度末の河川改修率

区分	水系数	河川数	延長	要改修延長	改修済延長	改修率
一級河川	1	35	136.2 km	83.1 km	47.6 km	57.3 %
二級河川	210	341	1026.1	770.4	442.6	57.5
計	211	376	1162.3	853.5	490.2	57.4

※ 一級河川の「要改修延長」「改修済延長」「改修率」は指定区間の数値

### 3 砂防事業

本県は地質的に、また地形的に土石流発生の危険度が高く、又、近年局地的異常豪雨が多発する傾向もあって、砂防事業が積極果敢に推進されてきたところである。

特に本県では昭和32年7月の多良山系を中心とした死者、行方不明者782人もの犠牲者をもたらした未曾有の諫早水害を始め昭和42年7月の県北及び五島地域の梅雨前線豪雨災害、さらには昭和57年7月の長崎豪雨（長崎大水害）等多数の死傷者を出す激甚な災害履歴を数多く有する。

一方、火碎流、土石流等により甚大な被害をもたらした雲仙普賢岳の火山活動は、現在では休息状態を保っているものの、依然として山麓に約1.7億m<sup>3</sup>の火山堆積物、山頂に約1億m<sup>3</sup>の溶岩ドームが存在し、大規模土石流の発生や溶岩ドーム崩壊の懸念がある。早期復興へ向けた砂防えん堤、導流堤等の砂防工事は令和3年3月に概成し、令和3年4月より国による管理を開始している。

土石流危険渓流を砂防工事によって治めるためには、発生源から渓流の出口や土石流が停止する地点までの区間で、えん堤工、階段ダム工、貯砂ダム工、渓流保全工、床固工等といった対策工事を実施する必要があるが、本県の場合、災害関連事業等で砂防対策が実施されてきたものの、その整備率は全国平均を大きく下回っている現状にあり、今後更に、通常砂防事業、火山砂防事業を重点的に進めていく必要がある。

今後も強力にハード面の施設による土砂災害防止対策を実施するとともに、本県の情報基盤緊急整備計画により整備される降雨等の情報収集処理システムとして長崎県河川砂防情報システムの構築や土砂災害の発生するおそれがある土砂災害警戒区域等の指定など、地域住民の自主避難や市町村が持つ警戒・避難体制の確立等に役立つ情報として、土砂災害に関する警戒情報の提供・伝達、市町のハザードマップ作成支援を実施するなど、県民を土砂災害から守るためハード・ソフト両面から安全・安心対策を実施している。

### 4 海岸保全施設整備事業（国土交通省水管理・国土保全局所管）

本県は、佐賀県との隣接部分を除いて四方を海に囲まれた、島しょと半島の多い複雑な地形となっている。そのため、海岸線の総延長は、4,195kmでこれは全国総延長の12%にも達し、全国第二位の長さを有している。そのうち、2,100kmが国土交通省河川局所管でうち16%の340kmが海岸保全区域に指定されている。その状況もリアス海岸が主体で、海蝕、風蝕、潮流などの自然の侵食作用により変化に富んだ複雑なものとなっている。

また、同じ海岸でも、外海と内海ではその趣きを異にし、前者は主として天然の断崖で侵食作用が著しく、後者は有明海、大村湾に見られる堆積海岸で、農業・工業などの重要な立地基盤を提供している。

このように、海とのつながりの深い本県の特性上、海と陸の接する海岸の保全並びに維持管理は、きわめて重要である。

なお、海岸事業は、国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域における高潮被害地区を重点的に整備し、県土の保全、民生の安定に努める。

#### 令和3年度末の国土交通省水管理・国土保全局海岸の改修率

海岸保全指定済延長	要整備延長	整備済延長	整備率
327km	165.8km	93.6km	56.5%

### 5 海岸保全施設整備事業（国土交通省港湾局所管）、港湾事業及び空港事業

県土の保全、災害の防除等を目的に次の事業を行う。

#### （1）高潮対策事業

高潮、波浪、津波等の海水による災害を防除するため、海岸保全施設の新設または改良を行う。

#### （2）侵食対策事業

波浪による海岸の浸食または災害を防除するため、海岸保全施設の新設または改良を行う。

#### （3）老朽化対策事業

経年変化、波浪等の影響により老朽化した施設において、防護機能の確保や長寿命化を目的として、海岸保全施設の補修を行う。

#### （4）海岸環境整備事業

県土の保全、防災とあわせて、環境との調和を図り、海浜の利用を増進させることを目的として、人工ビーチの造成、遊歩道、植栽等の整備を行う。

#### （5）港湾事業

台風による港内施設への高潮・高波被害を防止するため、防波堤の機能強化を行う。

#### （6）空港事業

航空機による人員、緊急物資等の緊急輸送体制の構築を図るため、滑走路端安全区域などの整備を行う。

### 6 地すべり、山崩れ等災害予防対策

#### （1）地すべり、山崩れ対策

長崎県は北松地域を中心として、全国有数の地すべり地帯を有し、特に昭和26年調川町白井岳の地すべり以降、世人の関心が高まってきた。その後27年佐賀県境の石倉山、28年長串、長田代の地すべり等が相次いでいる。最近において鷲尾岳、吉井町高峰、東彼杵町中尾、生月町、潜龍ボタ山地すべり等がある。また、昭和57年7月長崎大水害に

より、滑石外6地区で地すべりが発生し、昭和61年7月には佐世保市小舟地区で、平成2年には石倉、鷺尾岳で大規模な地すべりがあった。

地すべり対策事業は、「地すべり等防止法」に基づき国土交通省、林野庁、農林水産省農村振興局で防止対策を進めているが、地中内部の現象であり、原因究明、的確な対策には極めて困難な問題があるが、対策の基本としては、地すべりの最大の原因と考えられる地下水の排除のためのボーリング工、遂道工、集水井、地すべり土塊の支持擁壁、地表水の地下浸透防止のため排水路工事などが主な工事である。

山崩れにおいては、極めて突発的であること、分布が広域に及びことと個々の山崩れは大方小規模で公共性に乏しいこと等諸般の事情が地すべりに対する以上に対策を難解にしている。

## (2) 宅地造成対策

ア 平坦地の少ない長崎市、佐世保市においては、丘陵地、山麓地へと宅地開発が行われ、がけ崩れや土砂の流出等の災害の原因をなしていたため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域を指定し、許可に係らしめることによって災害の未然防止を図っている。（昭和41年3月20日から適用）。

また、宅地造成工事規制区域外においても、地震等による地震災害が懸念される一団の造成宅地について、同法に基づく造成宅地防災区域を指定することができるとされている。

イ 不良宅地の現地調査をなし、宅地造成等規制法の工事規制区域及び造成宅地防災区域においては、宅地造成等規制法による必要な指導勧告等の措置を講じ、その他の土地の区域においても、建築基準法等による必要な指導勧告等の措置を講じる。

## 7 農地防災事業

### (1) 農地防災事業

ア 洪水、冠水による農地、農業用施設等の被災を防止するため、湛水防除事業…………湛水被害を生じる恐れのある地域で、これを防止するために行う排水機場、樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

イ 脆弱した農業用施設による周辺農地等の被災の防止として、ため池等整備事業…………かんがい用ため池で、決壊した場合に下流に人家や公共施設があり、人的被害を与える恐れのある防災重点農業用ため池を計画的に整備する。

### (2) 農地保全事業

ア 地すべりや浸食による農地、農業用施設などの被災の防止として、地すべり対策事業……防止工事……地すべり活動の防止、その原因の除去、地すべり地域の保全等に必要な工事で、地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工等を実施する。関連工事……地すべり防止工事と関連して行う区画整理、暗渠排水、農道、ため池、灌漑排水施設等の整備。

### (3) 農村環境保全対策事業

ア 農村地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農村災害対策整備事業…農村地域において、防災・減災対策のため農業用施設や農村防災施設等の整備を行う。

(4) 海岸保全施設整備事業

ア 高潮、波浪、津波、侵食等による海岸保全施設、農地などの被災を防止するために、高潮対策事業…………津波、高潮、波浪等から農地を防護するための堤防、消波工等の新設、改修を行う。

侵食対策事業…………農地の侵食を防止するための護岸、突堤、離岸堤等の新設改良を行う。

老朽化対策緊急事業…………海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画に基づき、施設の機能強化や回復を図るため、調査、対策計画の策定、対策工事を一体的に行う。

イ 周辺の公園等と一体として海岸保全施設の整備若しくは汚濁の著しい海域のヘドロ等の除去を行う。

海岸環境整備…………周辺に公営のレクリエーション施設のある地域において、総合的に機能を発揮するために各種施設の新設改良を行う

## 8 漁港海岸保全施設整備事業及び水産基盤整備事業

海で囲まれた我が県では、その地理的、気象的条件から常に災害を受け易い環境に置かれているが、中でも県下に散在する漁港は毎年のように台風、季節風等により大きな被害を被っている。このため漁港地区内に海岸保全区域を設定し、海岸保全基本計画に基づき漁業集落の人命や資産の安全を確保するとともに、防波堤等の被災に起因する定期船就航や漁業活動への影響をなくすため、長崎漁港等県営漁港において、施設の安全性検証に必要となる海象条件の再設定を行い、下記事業により災害予防対策の促進を図る。

(1) 高潮対策事業

高潮、津波、波浪等による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、過去における高潮、津波、波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。

(2) 侵食対策事業

海岸侵食による被害が発生する恐れのある地域について、国民経済上及び民生安定上重要な地域に係る海岸に重点を置き、侵食の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸管理者が海岸法に基づき一定の計画のもとに海岸保全施設の新設・改良等を行う事業である。

(3) 耐震対策緊急事業

堤防・護岸の耐震対策を緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を図る事業。

(4) 老朽化対策緊急事業

海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能強化を図るため、調査、対策

計画の策定、対策工事を一体的に行う事業。

(5) 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて、海岸部において、より海浜利用が増進される機能の整備を図る事業。

(6) 津波・高潮危機管理対策緊急事業

津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を目的とし、一連の防護区域を有する海岸において、

- ・水門の自動化・遠隔操作
- ・堤防護岸の破堤防止
- ・避難用通路の設置
- ・津波防災ステーションの整備
- ・津波情報提供施設の設置

等の対策を総合的に推進する事業である。

(7) 水産基盤整備事業

高潮や波高の増大に対して、施設の安全性を確保するため、必要な機能強化、防護対策の推進等を図る事業。

## 9 盛土対策

県は市町と連携し、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

## 10 所有者不明土地の利用の円滑化のための制度を活用した防災対策の推進

地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

# 第5章 形態別災害予防対策

## 第1節 災害危険区域の設定

(農村整備課：森林整備室：砂防課：建築課)

### 1 危険区域設定の目的

洪水、高潮、津波、地すべり、山くずれ、火災その他の異常な現象により、災害の発生するおそれのある地域について災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握するものである。

### 2 危険区域の設定

#### (1) 水防上重点をおくべき区域

県内各河川は地勢が急峻で、山地から河口までの距離が短く災害を誘発しやすい。

諫早平野においては、多良岳山系よりの流水を中心として本明川を幹川とする各支川からの流れ込みがあり、洪水時には増水して有明海に注いでいる。また、蛇行性が甚だしく洪水等の水災に対する悪条件が重なっている。

県北部及び県南部にあっては、東彼杵郡の経が岳、北松浦郡の国見岳、西彼杵郡の八郎岳等各山系よりの流水があり、各河川とも河巾が狭く洪水時には流勢が激しく、加えて水と共に多量の土砂礫を流出させる状態にある。

また、離島の壱岐、対馬、五島にあっては、同じく地勢が急峻で河巾も狭く、海までの距離が甚だ短く、そのため最近では台風以外の集中豪雨によって災害が発生している。

また、海岸線には屈曲に富んでおり地盤が軟弱であるので高潮等に対して危険度が高い。

#### (2) 地すべり等危険区域

地すべり等防止法の指定地域は326箇所であるが、そのうちほとんどが県北地域の第3紀層地帯の丘陵地に分布し、その他は一部東彼杵郡及び県南部の地域にも及んでいる。

#### (3) 建築基準法第39条に規定する災害危険区域

##### ア 区域設定の基準

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を地方公共団体の条例で定める。

##### イ 区域指定の概要

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

2 上記1に準ずる危険の著しい区域又は土石流、津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域として知事が指定する区域

#### (4) 土砂災害警戒区域等及び危険区域等の指定とソフト対策

本県は急峻な地形により急傾斜地域が多く、そのため土砂災害の危険度も高い状況にある。

そのため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備とともに著しい土砂災害が発生するおそれがある区域には一定の開発の制限と建築物の構造規制も行っている。土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設は避難確保計画の策定と避難訓練が義務付けられている。また、人家の多い地域や要配慮者施設を有する地域については、法律に基づき危険区域等の指定を行なうと共に防止施設の整備を実施している。

一方、雨量局の整備と共に長崎県河川砂防情報システムの構築により、土砂災害警戒情報の提供等、県内各地域の警戒避難に活用されるようソフト面の整備も実施している。

#### (5) 山地災害危険地

本県は地質的にも、また地形的にも不安定な傾斜地が多く、近年集中豪雨等に伴い、山腹斜面崩壊等による災害が各地において発生し、人命、財産に極めて重大な被害を及ぼしている。

危険地区を調査した結果に基づき、各市町村に対し、当該市町村の区域に係る山地災害危険地を市町村防災計画に掲載するとともに、ホームページでの公開や標識等により地域住民の周知を図ることとしている。

なお、山地災害危険地区数は、令和6年度末現在で山腹崩壊危険地1,641箇所、崩壊土砂流出危険地1,246箇所、地すべり危険地181箇所となっている。

#### (6) 洪水浸水想定区域

本県では、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）、水位情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（L2）を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表することとしており、令和3年度末時点で、29河川を公表している。

また、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（L1）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域についても、29河川を公表している。また、県は、他の河川についても、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定の情報を提供するよう努める。

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。本県では、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）、水位情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（L2）を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表することとしており、令和元年度末時点で、15河川を公表している。

また、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（L1）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域については、18河川を公表している。

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

## 第2節 火災予防計画

(防災企画課：消防保安室：森林整備室  
：教育庁：海上保安部)

1 本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

### (1) 火災予防運動

毎年一斉に春秋2回火災予防運動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓蒙する。

このため、新聞、ラジオ、テレビ、広報車等による広報の徹底を期するとともに、県下市町村もそれぞれ火災予防の行事計画に基づいて、重点事項をとりあげ啓発するよう指導する。

### (2) 予防査察の強化

市町の消防機関が管内の防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び消防計画に基づく予防査察を実施するよう指導する。

### (3) 消防設備並びに防火管理

ア 公共建築物、興業場、事業所、高層ビル等不特定多人数の出入りする建物に対する消防設備警報設備及び避難設備の設置と維持管理等について指導を行う。

イ 防火管理者の養成等防火管理について指導を行う。

ウ 関係者等に対する防火思想の普及徹底を行う。

### (4) 消防力の強化

ア 消防力劣弱市町に対する整備促進

イ 消防水利の整備促進

ウ 消防関係者に対する消防技術の育成指導

消防職、団員の教養訓練のため、県消防学校の教養計画に基づいて学校教育を行うとともに要望にもとづき必要に応じて現地訓練も実施する。

エ 民間防火組織の育成推進

オ 消防用通路の確保促進

カ 通信施設の整備促進

### (5) 危険物の規制

「第2編第5章第3節 危険物等災害予防計画」参照

### (6) 火災気象通報

「第3編第8章6 火災気象通報の取扱い」参照

2 海上における火災等については、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

### (1) 危険物積載船舶等

「第2編第5章第3節6 危険物積載船舶等の災害予防対策」参照

**(2) 船舶の火災予防運動**

消防庁の行う火災予防運動とあわせ、火災予防思想の高揚に努めると共に重点事項を取り上げ指導する。

**(3) 臨船指導の強化**

巡視船艇を積極的に臨船せしめ、船舶火災予防に関する指導及び関係法令の励行の徹底を図る。

**(4) 危険物及び特殊貨物**

危険物及び特殊貨物については、取扱適正な積付、保管及び防火対策等の知識の向上を図る。

**3 森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図る。****(1) 境界防火線等の整備状況 (R 7.8.31現在)**

地区名	防火線延長	地区名	防火線延長
長崎市	23,639m	佐々町	600m
佐世保市	3,606m		
諫早市	3,250m		
大村市	2,240m		
五島市	27,470m	計	60,805m

**(2) 山火事防止のための啓発活動**

山火事防止のための火災の危険の大きい地区について、標板等を設置して山火事防止の注意を喚起する。

**(3) 空中消火資機材の備蓄及び運用**

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用については次のとおり。

**ア 資機材**

ヘリコプター用消火バスケット2個、消火剤100缶

**イ 保管場所**

長崎県消防学校及び長崎県防災航空センター

**ウ 運用**

- ・自衛隊の災害派遣要請については自衛隊派遣要請計画による。
- ・要請市町村は、自衛隊等の行う空中消火活動が迅速かつ効果的に行われるよう、ヘリポートの確保、人員の配置等について万全の措置を講ずる。
- ・地上における資機材の輸送及び操作並びに消火薬剤散布溶液の調整等の作業は原則として要請市町村において行う。

**4 文化財の火災予防対策**

「第2編第5章第5節3 文化財の災害予防対策」参照

## 第3節 危険物等災害予防計画

(防災企画課：消防保安室：県警察本部：九州経済産業局  
：九州産業保安監督部：長崎労働局：海上保安部：九州電力)

### 1 危険物の災害予防対策

#### 危険物の範囲

危険物とは消防法別表の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものであるが、本県における貯蔵取扱の実態は第4種（石油類）が99%を占めている。

#### (1) 危険物施設保安対策

ア 危険物施設の立入検査を実施し、所有者等に対しその維持、保安管理について指導を行う。

イ 危険物大量消費工場、製造所等の規制の適正化指導を行う。

#### (2) 危険物災害予防対策

ア 危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導する。

イ 危険物取扱者に対し保安教育の徹底を図る。

#### (3) 危険物輸送対策

ア タンクローリー、ドラム運搬車両の立入検査を実施し、車両の保安管理、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

イ 車両火災、交通事故予防のため関係機関と連繋をとり、運行管理、労務管理指導を行う。

#### (4) 特殊火災対策

ア 長崎市・木鉢地区、佐世保市沖新干尽地区の大量石油貯蔵基地の貯蔵及び荷役施設の立入検査を行わせ、消火薬剤の備蓄並びにオイルフェンスの設置の推進を図る。

イ 消火薬剤の緊急輸送対策として消防機関、関係事業所等における消火薬剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、石油基地火災発生時の緊急輸送体制の確立を図る。

### 2 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法）

#### (1) 火薬類の範囲（法2条）

ア 火薬—黒色火薬、無煙火薬、その他

イ 爆薬—雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

ウ 火工品—工業・電気・銃用及び信号雷管、実包、信管、導火線、煙火、その他

エ がん具煙火

#### (2) 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

ア 保安教育計画の策定（法29条、施行規則67条の2～7）

製造業者、販売業者及び知事が指定する消費事業者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

イ 保安責任者の職務（法30条、32条、施行規則68条～70条の6）

製造業者は製造保安責任者を、火薬庫の所有者や火薬類の大口消費者は取扱保安責任者をそれぞれ選任し、同責任者は、製造、貯蔵、消費に係る保安職務を適切に実施し、あるいは監督する。

ウ 保安検査の実施（法35条）

知事又は指定保安検査機関は、火薬類の爆発その他災害が発生するおそれがある製造施設及び火薬庫について、製造、貯蔵の技術上の基準に適合しているかどうかについて定期に検査を行う。

エ 立入検査等の実施（法43条）

経済産業大臣及び知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官にそれぞれ立入検査等を行わせ、火薬類の保管、管理、消費等の状況を検査する。

オ 定期自主検査の実施（法35条の2、施行規則67条8～11）

製造業者又は、火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設又は火薬庫について、定期に年2回以上自主検査を実施する。

カ 危害予防規程の設定（法28条）

製造業者は、保安の確保のための組織及び方法に関する危害予防規程を定め、同規程を遵守する。

### 3 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

(1) 高圧ガスの範囲（法2～3条、施行令1～2条）

ア ゲージ圧力が常用の温度で1メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの、又は温度35°Cにおいて圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス。

イ 常用の温度で圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は温度15°Cにおいて圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス。

ウ 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの、又は圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35°C以下である液化ガス。

エ ア、イ、ウに掲げるものを除く外、温度35°Cにおいて圧力0パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令でさだめるもの。

(2) 災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、保安に関する自主的活動の促進を図り高圧ガスによる災害の防止につとめる。

ア 危害予防規程の作成、届出（法26条）

第1種製造者（法5条第1項）は、危害予防規程を作成し、県知事に届け出るとともに、同規程の遵守を図る。

- イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（第27条）
- （ア）第1種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。
- （イ）高圧ガス保安協会は、高圧ガスの種類ごとに保安教育計画の基準書を定め、保安教育実施の基準となる事項を作成する。
- （ウ）第2種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者、特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を実施する。

- ウ 保安統括者等の選任（法27条の2～28条、液化石油ガス法19条）
- 高圧ガスの製造事業者や販売事業者などは、災害を防止し、保安業務を適切に行うために、次の保安統括者等を選任する。

種別	選任及び任務	届出先
保安統括者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を統括管理する。	知事
保安技術管理者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安統括者を補佐、保安に関する技術的な事項を管理する。	"
保安係員	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安に関する技術的事項を管理する。	"
保安主任者	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安技術管理者を補佐、保安係員を指揮する。	"
保安企画推進員	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、危害予防規程の立案等を行う。	"
販売主任者	販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	"
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガス消費者が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	"
業務主任者	一般消費者用向けLPGガス販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	知事又は大臣

- エ 保安検査の実施（法35条）

知事又は、高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設で高圧ガス設備、高圧ガスの配管、機器等について製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を実施する。

- オ 定期自主検査の実施（法35条の2）

第1種製造者又は特定高圧ガス消費者は、法で定められた製造又は、消費のための施設について、年1回以上定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存する。

- カ 立入検査の実施（法62条）

- （ア）県職員の行う検査

公共の安全の維持又は災害発生の防止のために、高圧ガスの製造、保管、消費施設等

への立入検査を実施する。

(イ) 警察官の行う検査

警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立入り、関係者に質問することができる。

キ 消費設備等の調査（液化石油ガス法27条）

L P ガス販売事業者及び認定保安機関は、一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査し、不備があれば遅滞なく、その旨を通知する。

ク 基準適合命令（液化石油ガス法35条の5）

知事は、一般消費者の L P ガス消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造又は移転することを命ずることができる。

ケ 移動時の措置（法23条）

高圧ガスの運搬、輸送時の事故に共同して対処するため、第1種製造者等は、防災協議会を組織し、現場支援のための防災事業所の指定を行う。

## 4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備の災害予防措置としては、電気設備に関する技術基準及び防災業務計画等により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水等により非常災害が予測される箇所については、必要に応じて次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

ア 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信の確保のため設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備及びダムの上下流護岸
- b 導水路と渓流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁
- d 水位計

(イ) 送電設備

- a 架空電線路 土砂崩れ、洗掘などが起こる恐れのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

b 地中電線路 ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造又は防水壁等を組み合わせて対処する。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

(イ) 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

(ウ) 変電設備

活線がいし洗浄設備により、台風期の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、耐塩用がいしの採用や機器の密閉化による碍子レス化等の対策を実施して塩害防止に努める。

(エ) 配電設備

耐塩形がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、各設備に予防計画目標を設定し、必要箇所に角落あるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。

水害についても必要に応じ、これに準じて行う。

オ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

鉄塔にはオフセット（上中下腕金幅の隔差）を採用し、電線への着雪防止対策を行うなどにより災害の防止に努める。

(イ) 配電設備

配電線の太線化、縁回し線の支持がいし増加、支線の強化等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

キ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス取締法等に基づき設備ごとに所要の

対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ次の対策を講ずる。

- (ア) 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規定作成による管理体制の確立
- (イ) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船など防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置
- (ウ) 連絡通報体制その他防災体制の確立

#### ク 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

#### ケ 地震対策

##### (ア) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理設備等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

##### (イ) 火力発電設備

機器の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

##### (ウ) 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

##### (エ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動のなどを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

##### (オ) 配電設備

架空配電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

### (カ) 通信設備

機器の耐震設計は、地震動時に傾斜・倒壊しないよう機械的強度をもった設計とする。

## 5 放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。

### (1) 放射線障害予防規定の設定

#### ア 規程の届出

使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ること。

#### イ 規定の内容

- (ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織
- (イ) 装置の使用
- (ウ) 汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄
- (エ) 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
- (オ) 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
- (カ) 障害を発見するために必要な措置
- (キ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
- (ク) 使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存
- (ケ) 危険時の措置
- (コ) その他放射線障害の防止に関し必要な事項

#### ウ 規程の変更

文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めたときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。

### (2) 取扱の制限

何人も18才未満の者又は精神障害者に放射性物質又は、これによって汚染された者の取扱、使用をさせてはならない。

### (3) 立入検査等の実施

文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

## 6 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

### (1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と

指導を行う。

- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

## 第4節 都市災害予防計画

(都市政策課：道路建設課：道路維持課：住宅課：水環境対策課：九州地方整備局)

### 〔災害予防〕

#### 1 都市の防災構造化の推進

- (1) 災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。
- ア 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置づけを推進するものとする。
  - イ 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保するものとする。
  - ウ 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を推進する。
  - エ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備するものとする。
  - オ 防火地域等の活用を図るとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上枢要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。
  - カ 新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図るものとする。
  - キ 緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、電力・通信等のライフラインの確保、電柱倒壊による道路の寸断防止に努め、道路の防災機能向上を図る。

#### 2 避難地・避難路の確保・整備

- (1) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圈域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するとともに必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを避難地として活用するものとする。
- (2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について防災担当部局等関係機関と十分な連携を図るものとする。

### 3 防災拠点の確保・整備

- (1) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。  
下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。
- (2) 道の駅を防災拠点として防災機能強化を図る。

### 4 上下水道施設の災害予防対策

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
- (2) 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなかつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県にあっては関係市町の長に通知するものとする。

## 第5節 建築物災害予防計画

(建築課：營繕課：教育庁)

### 1 特殊建築物の災害予防対策

#### (1) 特殊建築物の範囲

学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

#### (2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入り、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

#### ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い建築物及び人命等の事前防災を期す。

### 2 教育施設の災害予防対策

#### (1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

#### (2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

### 3 文化財の災害予防対策

#### (1) 実施責任者

予防対策指導～県教育委員会、市町教育委員会

#### (2) 文化財予防対策

### ア 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

#### (イ) 消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

#### (ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火扉、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

### イ 予防対策指導

#### (ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

#### (イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

#### (ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

#### (エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

#### (オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

#### (カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

## 4 宅地の災害予防対策

### (1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

### (2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

### (3) 宅地の予防対策

(ア) 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

(イ) 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

## 5 県内における体制の整備

県と市町及び関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物及び宅地に係る予防対策を相互に連携づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図る。

## 第6節 道路災害予防計画

(道路建設課：道路維持課)

### 1 道路整備事業

#### (1) 道路の現況

本県の道路現況は、令和5年4月1日時点で高規格幹線道路2路線88km、一般国道17路線948km、主要地方道53路線825km、一般県道120路線873km、市町道34,588路線15,403kmが供用中である。

西日本高速道路（株）により、長崎自動車道47km、西九州自動車道25km、国道34号の長崎バイパス15kmが管理されており、すべて有料道路である。西九州自動車道16km及び国道34号、35号、57号、205号の4路線160kmについては国土交通省が管理しており、国道202号を始めとする他の一般国道13路線760km及び県道173路線1,696kmを長崎県が管理している。さらに、長崎県道路公社が管理する有料道路の4路線15kmが供用中である。市町道は各々の市町が管理している。

また、国土交通省管理の国道については、全線改良舗装済みであり、県管理の国道は改良率97%、舗装率99%、主要地方道は改良率83%、舗装率96%、一般県道は改良率75%、舗装率95%、市町道は改良率52%、舗装率92%となっている。

#### (2) 基本対策

- ア 道路網の根幹となる高規格道路の整備促進に努める。
- イ 隘路の解消など、緊急輸送道路の通行確保のために必要な道路整備を進める。
- ウ 緊急活動や迅速な復旧を支えるための信頼性の高い生活幹線道路の整備に努める。
- エ 災害危険箇所の解消に努める。

#### (資料編8 道路災害予防計画)

このうち、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

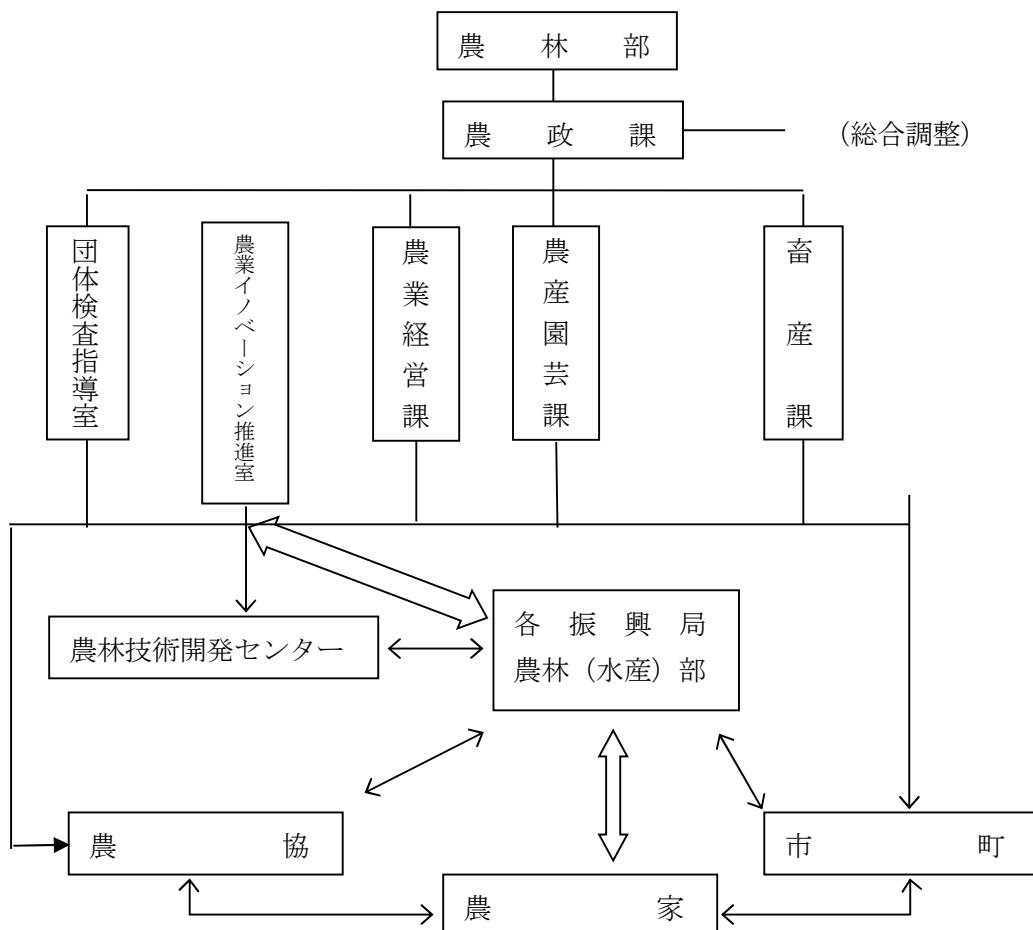
オ 平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保を図るため、重要物流道路の整備促進に努める。

## 第7節 防災営農指導計画

(農業イノベーション推進室)

### 1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害対策のため、農林部各課、農林技術開発センター、各振興局農林（水産）部等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。



### 2 指導対策

- (1) 各種の災害が発生した場合には、技術普及・高度化支援班員は、専門事項（水稻、麦、果樹、茶、野菜・花き、畜産、病虫害など）について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、各振興局農林（水産）部に対し周知徹底の指示を行う。
- (2) 農林部各課並びに農林技術開発センターは、長崎県農林部災害対策本部要領及び農林部災害対策執務要領に基づき県出先、市町に対して予想される被害の技術対策について指導を行う。（資料編1－(4) ③、④ その他）

### 3 防災営農方式の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、花き、飼料作物、畜産など商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。

## 第8節 鉱山災害予防計画

(九州産業保安監督部)

### 1 監督官署による予防計画

#### (1) 災害の防止

鉱業労働災害防止計画及び鉱山保安監督実施要領に基づき、自主保安体制の確立に重点を置き、災害防止の推進を図る。

#### (2) 鉱害の防止

ぼた山、捨石、表土、鉱さい及び沈殿物の集積場、坑廃水、鉱煙及びばい煙、粉じん、騒音、振動等の鉱害防止を重点的に推進する。

### 2 監督指導及び助成

#### (1) 監督指導

鉱山の自主保安体制を確認する保安検査を定期的に実施するとともに、鉱山が有するリスクに応じて、鉱害等検査及びその他検査を実施する。

#### (2) 助成等

金属鉱山等の休廃止鉱山について、鉱害及び危害防止対策を図るため、「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金」制度により、捨石、鉱さい集積場の整形覆工植栽、坑廃水の処理及び坑口閉そく工事を実施する。

## 第9節 孤立集落対策

(防災企画課)

### 1. 孤立集落への迅速な初動対応

- (1) 孤立の可能性のある集落の情報について、市町と連携し把握に努め、関係機関において、共有する。
- (2) 県総合防災情報システムの地図上に、道路通行止め、ヘリポート、ヘリコプター離発着適地、防災拠点港、空港などの参考情報を入力し、関係機関で共有するとともに、災害対策本部における進入対策の検討における活用に努める。
- (3) 孤立集落が発生した場合の対応についての図上訓練やシミュレーションに努める。

### 2. ヘリコプター、船舶の活用

- (1) 県は、市町の協力により、ヘリコプター離発着適地の確保や離発着可能な機材の把握に努め、災害時のヘリコプターの円滑な活用に努める。
- (2) 県は、市町と連携し、進入対策に活用できる港湾・漁港の情報を関係機関と共有する。

### 3. ドローン(無人飛行機)の活用のための備え

県、市町は、捜索や情報収集、物資の運搬などのため、ドローン(無人飛行機)の活用促進のため、配備や民間団体等との連携の強化に努める。

### 4. 通信手段の確保

県と市町間について、衛星通信等を使用したインターネット機器などによる通信手段を確保するための検討を進める。

## 第6章 生活福祉に係る災害予防計画

(県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課：国際課：観光振興課：男女参画・女性活躍推進室)

### 1 市町民生部局の防災体制の整備

- (1) 市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。
- ① 災害時の業務増を踏まえた充分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
  - ② 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。
  - ③ 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立する。
  - ④ 市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
  - ⑤ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- (2) 県は、市町民生部局が行う防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

### 2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 県及び市町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
- ① 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保する。
  - ② 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時的新たな入居者の受け入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行う。
  - ③ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。
  - ④ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努める。
  - ⑤ 県、避難対象市及びその他市町と連携し、災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を策定する。
- (2) 県及び市町は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、

警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

### 3 地域における避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

#### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画と支援体制の整備

##### ① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

##### ② 個別避難計画の作成

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

##### ③ 事前の名簿情報の外部提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

##### ④ 事前の個別避難計画の外部提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画

を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

⑤ 避難行動要支援者への配慮

市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑥ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

⑦ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

⑧ 情報伝達体制の確立

市町は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

⑨ 障害者の緊急通報

市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

⑩ 避難行動支援に係る共助力の向上

市町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

## （2） 社会福祉施設等における安全確保

市町及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に關し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行うとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ア 市町は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害か

らの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

- ① 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
- ② 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
- ③ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。
- ④ 施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。

### （3）福祉避難所等における福祉支援確保

県は、福祉避難所等における福祉支援確保のため、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の派遣の体制づくりに努める。

- ① DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員の登録推進を図る。
- ② 平時から連絡体制の確認や派遣時のルールづくりなど、災害時に速やかに支援活動につながる体制づくりに努める。

### （4）観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

- ① 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- ② 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。
- ③ 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

### （5）外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- ① 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- ② 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

## 4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- （1）県及び市町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に、積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- （2）県及び市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネータの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、専門的な知識や技術を有するボランティア団体の受入れを円滑に進めるため、県は、平時から、専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、関係課と連携し、専門的な知識や技術を有するボランティア団体等に係る情報を共有するよう努める。

- (3) 災害ボランティアの登録については、長崎県災害ボランティア連絡会（県社会福祉協議会が事務局）において、個人・団体の登録を行っており、引き続き、登録推進を図っていく。
- (4) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県、市町及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。（県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生生活環境部県民生活環境課）
- ① 県災害ボランティア本部の設置・運営（県社会福祉協議会）
  - ② 災害時のボランティアの窓口となる市町災害ボランティアセンターの設置・運営（市町社会福祉協議会）
- 市町社会福祉協議会と市町は、協議のうえ、市町災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。

## 第3編 災害応急対策計画





## 第3編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際してその機能を有効適切に発揮し、県民の安全と被災者の救護を図ることを目的としている。

### 第1章 活動計画

#### 第1節 組織計画

(防災企画課：各課：関係機関)

##### 1 防災組織

###### (1) 防災会議

基本法第11条、第14条及び第16条の規定に基づき、防災行政の総合的、計画的な運用を図るため、国の段階においては、中央防災会議、県の段階においては、県防災会議、市町の段階では市町防災会議が設置される。

###### ア 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、基本法第12条第5項に規定する指定行政機関の長及び学識経験者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、防災基本計画及び非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進するとともに内閣総理大臣の諮問に応じて、防災に関する重要事項について審議すること等を任務とする。

###### イ 長崎県防災会議

知事を会長とし、基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本県における防災に関する基本方針及び県防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに市町防災会議に意見を述べ、または勧告することを任務とする。

(資料編1－(1) 防災会議)

###### ウ 市町防災会議

市町長を会長とし、その組織及び所掌事務については、本県防災会議の組織及び所掌事務の例に準ずるものである。

###### (2) 災害対策本部等

基本法第23条（災害対策本部）、第24条（非常災害対策本部の設置）及び第107条（緊急災害対策本部）の規定に基づき、災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を、県及び市町においては、それぞれ災害対策本部を設置する。

###### ア 非常災害対策本部（緊急災害対策本部）

災害発生時において、国務大臣を本部長とし、所部の職員のうちから任命した者をもつて構成される。

###### イ 長崎県災害対策本部

災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に知事を本部長として、県の職員（県教育委員会、県警察を含む）で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、災害警備、その他の災害応急対策活動を実施する。

また、これらの活動を円滑に実施するため、県災害対策地方本部を設置し、それぞれ県本部の事務を分掌させるものとする。

#### ウ 長崎県災害警戒本部

災害発生のおそれのある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるとき、県内で震度4の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたときは、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災体制の一層の確立を図るため「長崎県災害対策本部」設置前の段階として「長崎県災害警戒本部」を設置する。

また、関係各地方機関にあっては管内地域の実情に応じ「県災害警戒地方本部」を設置する。

（資料編1－（3）災害警戒本部）

#### エ 特殊重大災害対策本部

県は航空機災害、船舶災害、列車・自動車災害、火災災害、爆発災害、雑踏災害等の特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、直ちに危機管理監を本部長とする「特殊重大災害対策本部」を設置する。なお、災害が拡大し、統括的かつ統一的に処理する必要があると知事が認めたときは、「特殊重大災害対策本部」を「災害対策本部」に切り替えるものとする。

（資料編1－（4）その他①）

#### オ 市町災害対策本部

市町長を本部長として、市町の職員で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動を実施する。

## 2 長崎県の災害対策系統

（1）長崎県災害対策本部と防災関係機関との協力系統、長崎県の地域に災害が発生し、又は、災害発生のおそれがある場合、長崎県災害対策本部と長崎県防災会議を構成する関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動等を実施するものとする。

協 力 系 統 図

長崎県災害対策本部 (本 部 室)		電 話
		代095(824)1111
構 成	知 事 部 局 教 育 庁 警 察 本 部	代095(824)1111 代095(820)0110

機関名	電話	機関名	電話		
指定地方行政機関	九州管区警察局	092 (622) 5000	日本銀行長崎支店	095 (820) 6110	
	九州総合通信局	096 (326) 7334	日本赤十字社長崎県支部	095 (846) 0680	
	福岡財務支局長崎財務事務所	095 (827) 7095	日本放送協会長崎放送局	095 (821) 1115	
	九州厚生局	092 (707) 1115	西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所	0957 (26) 0011	
	長崎労働局	095 (801) 0020	九州旅客鉄道(株)長崎支社	095 (827) 4050	
	九州農政局	096 (211) 9111	西日本電信電話(株)長崎支店	095 (893) 8059	
	九州森林管理局	096 (328) 3500	日本郵便(株)長崎中央郵便局	095 (822) 1500	
	九州経済産業局	092 (482) 5405	日本通運(株)長崎支店	095 (846) 2111	
	九州産業保安監督部	092 (482) 5924	九州電力(株)長崎支店	095 (864) 1810	
	九州地方整備局	092 (471) 6331	(一社)長崎県医師会	095 (844) 1111	
	九州運輸局長崎運輸支局	095 (822) 0010	(一社)長崎県歯科医師会	095 (848) 5311	
	大阪航空局長崎空港事務所	0957 (53) 6151	(公社)長崎県看護協会	0957 (49) 8050	
	国土地理院九州地方測量部	092 (411) 7881	西部ガス(株)供給本部長崎 供給部	095 (827) 8808	
	長崎地方気象台	095 (811) 4862	(一社)長崎県L Pガス協会	095 (824) 3770	
	九州管区行政評価局長崎 行政監視相談センター	095 (849) 1101	(一社)長崎県バス協会	095 (822) 9018	
	長崎海上保安部	095 (827) 5134	(公社)長崎県トラック協会	095 (838) 2281	
	九州地方環境事務所	096 (322) 2400	島原鉄道(株)	0957 (62) 2231	
	九州防衛局	092 (483) 8816	0956 (25) 3900		
陸上自衛隊第16 普通科連隊		0957 (52) 2131	松浦鉄道(株)	九州商船(株)	095 (822) 915
市町村及び消防機関	長崎県市長会	095 (811) 4955	長崎放送(株)	095 (824) 3111	
	長崎県町村会	095 (827) 5511	(株)テレビ長崎	095 (827) 2111	
	長崎市消防局	095 (822) 0119	長崎文化放送(株)	095 (843) 1000	
	佐世保市消防局	0956 (23) 5121	(株)長崎国際テレビ	095 (820) 3000	
	(公財)長崎県消防協会	095 (824) 3597	(株)エフエム長崎	095 (828) 2020	
			(株)長崎新聞社	095 (844) 2111	

## (2) 長崎県災害対策本部と長崎県水防本部との相互関係

災害の種類は、暴風、豪雨、洪水、高潮、火山活動、地震、津波等（基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として、基本法に基づく長崎県災害対策本部と主として水

防に対処するための水防法に基づく長崎県水防本部とがあるが、県災害対策本部を設置した場合は、水防本部の組織は、県本部の組織に包括されるものとする。

## 第2節 長崎県災害対策本部

(防災企画課：各課)

### 1 組織及び編成

長崎県災害対策本部の組織及び編成等は、「長崎県災害対策本部条例」及び「長崎県災害対策本部規程」等の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

(資料編1－(2) 災害対策本部)

#### (1) 系統

長崎県災害対策本部 (長崎県庁内)	長崎県現地災害対策本部	名称	位置	所管区域
		長崎地方本部	長崎振興局	長崎市、西彼杵郡
		県央〃	県央〃	諫早市、大村市
		島原〃	島原〃	島原市、雲仙市、南島原市
		県北〃	県北〃	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡
		五島〃	五島〃	五島市、南松浦郡
		上五島〃	五島振興局 上五島支所	南松浦郡
		壱岐〃	壱岐〃	壱岐市
		対馬〃	対馬〃	対馬市

#### (2) 設置基準

県災害対策本部、県現地災害対策本部及び県災害対策地方本部の設置基準は次によるものとする。

##### ア 県災害対策本部

(ア) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とするとき。

(イ) 前記(ア)ほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。

##### イ 県現地災害対策本部

災害地が、県本部から遠隔の場合又は県本部と県地方本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて主要災害地に設置する。

##### ウ 長崎県災害対策地方本部

(ア) 県本部長が設置の指示をした場合

(イ) 管内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、県地方本部長は、県地方本部を構成する機関の長と設置について協議するものとする。

なお、県地方本部を設置したときは、県地方本部長はすみやかに県本部に報告するも

のとする。なお、解散したときも同様とする。

エ 県本部の解散

県本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと県本部長が認めたとき解散する。

(3) 組織及び分掌事務

県本部、県現地災害対策本部、県地方本部の組織及び分掌事務は資料編のとおりである。

(資料編1－(2)－④、⑤ 災害対策本部)

## 2 動員

(1) 県本部、各部、各班の動員については、原則として以下のとおりとする。ただし、本部長又は各部長は災害の状況に応じて、臨機応変に動員する。なお、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。

(2) 各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関する担任事務を定め、所属職員に周知徹底し、知事（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

県地方本部においても県本部に準じて、それぞれの地方本部の構成する機関の地域条件等を考慮して実情に即した方法で配備計画を定めておかなければならぬ。

(3) 県本部が設置されると「長崎県災害対策本部事務処理要領」に基づいて事務を処理する。

災害対策本部、災害警戒本部体制

設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
		風水害	地震・津波	噴火		
長崎県災害警戒本部	警戒配備	・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時	・震度4発生 ・津波注意報発表 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)発表	・噴火警報(火口周辺)レベル3(入山規制)発表 ・噴火警報(火口周辺)レベル2(火口周辺規制)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する警戒態勢	・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の指定された職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
長崎県災害対策本部	第1配備	・重大な災害が起こるおそれが著しく大きい各種気象特別警報の発表時 ・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5弱発生 ・津波警報発表 ・大雨特別警報	・噴火警報(居住地域)レベル4(高齢者等避難)発表 ・噴火警報(火口周辺)レベル3(入山規制)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の指定された職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第2配備	・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5強発生 ・大津波警報発表	・噴火警報(居住地域)レベル5(避難)発表 ・噴火警報(居住地域)レベル4(高齢者等避難)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・災害に対する応急対策を実施する態勢	・防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第3配備	・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度6弱以上発生	・噴火警報(居住地域)レベル5(避難)発表時で、本部長が必要と認めるとき	・県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全職員

	特別配備	・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	—	—	・本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	・本部長が必要と認める人員
--	------	--------------------------------------	---	---	----------------------------------	---------------

## 第3節 自衛隊派遣要請計画

(自衛隊)

### 1 自衛隊の活動の内容

#### (1) 一般の任務及び業務内容

##### ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

##### イ 主な業務の内容

###### (ア) 陸上自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 救援物資の輸送
- d 道路の応急啓開
- e 応急の医療防疫
- f 給水入浴支援及び通信支援
- g 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

###### (イ) 海上自衛隊

- a 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- b 人員、救援物資等の緊急輸送
- c 状況偵察及び被害の調査
- d 船舶火災及び油の排出に対する救援
- e 航空機による急患輸送

###### (ウ) 航空自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- d 通信支援
- e 航空機による被災地の偵察
- f 海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助
- g 航空機による急患搬送

##### ウ 受入側市町村長等の要請上の留意事項

（ア）自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

（イ）自衛隊は緊急性の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。

（ウ）自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

（エ）災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市町村当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

## (2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領の大綱は次のとおり

- ア 小規模な災害に対しては各地に駐とんする、もよりの部隊をもって対処する。
- イ 大規模な災害に対しては、まず、もよりの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

## (3) 陸、海、空の相互関係

ア 陸、海、空自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

イ 県内陸、海自衛隊各駐とん部隊及び航空自衛隊との総括的な調整の窓口は、第16普通科連隊長又は、対馬警備隊長が担当する。

## 2 県内自衛隊の配置及び管轄区域

(資料編9－(1) 県内自衛隊の配置及び管轄区域)

## 3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

## (1) 災害派遣要請手続き

ア 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、長崎県全域（対馬市を除く。）への災害派遣要請については、陸上自衛隊第16普通科連隊長に、また、対馬市への災害派遣要請については、陸上自衛隊対馬警備隊長へ要請する。緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

- ① 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

エ 要請系統（資料編9－(2) 派遣要請の系統）

## (2) 派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
  - カ 道路または水路の啓開措置
  - キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
  - ク 被災者に対する炊飯及び給水支援
  - ケ 救援物資の無償貸与又は譲与
  - コ 危険物の保安及び除去
  - サ その他知事が必要と認める事項
- (3) 市町長等の災害派遣要請の依頼手続き
- ア 市町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に(1)の①から③の事項を明示し、知事あてに提出する。  
ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。
  - イ 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。  
通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
  - ウ 市町長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。
- (4) 自衛隊の自主派遣
- ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことが出来る。
    - (ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
    - (イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
    - (ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
    - (エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
    - (オ) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
  - イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のとともに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。
  - ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

#### 4 自衛隊との連絡調整

##### (1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

##### (2) 災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

(ア) 県本部（県庁内）

(イ) 県北振興局（佐世保）

(ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び、自衛隊長崎地方協力本部より、又、離島にそれぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市町長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

オ 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせるものとする。

#### 5 派遣を受ける市町村の態勢及び準備

##### (1) 資材、器材等の準備

市町側において準備すべき資材及び器材等については、資料編9－(3) 市町側において準備すべき資材及び器材等について

##### (2) 連絡調整員の指定

市町側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

##### (3) 宿営地等の手配

受入市町は、災害派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設、又は野営施設の準備をするものとする。

##### (4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受入市町側において担任するものとする。

#### 6 災害派遣の撤収要請

（1） 市町長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

##### (2) 撤収要請事項

ア 撤収日時

イ 撤収要請の事由

ウ その他

## 7 地上と航空機との交信方法

### (1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

### (2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当を要する負傷者が発生している）。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

### (3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

### (4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際はその希望地点に直径10mの⑩を図示し風向の吹流し又はT字型（風向→ ）で明確に示すものとする。

## 8 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた市町側の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

(1) 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）（資料編9－(4)

- 災害派遣対象器材) 等の購入借上げ又は修理費。
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料。
  - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等。
  - (4) 無作為による損害補償。

## 9 ヘリコプター離着陸地

- (1) 派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は資料編5－(1)離着陸場一覧表のとおりとする。
- (2) 甚大な災害が発生し、また万一上記(1)の離着陸地が使用不能の場合は、資料編5－(2)離着陸適地一覧表に掲げる適地(離着陸地)の使用について、当該市町長等と協議のうえ、使用するものとする。

## 第4節 労務供給計画

(福祉保健課：雇用労働政策課)

本計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するため、次の事項について定めるものである。

### 1 技術者等の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、それぞれの防災機関において実施するものとし、県の防災機関の要請に応じて、これらの者の供給あっせんを行うものとする。

### 2 技術者等の確保対策

#### (1) 確保方針

応急対策の実施について、その所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、他の防災機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求めるものとする。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、当該機関は最寄りの公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保のあっせんを求めるものとする。

#### (2) 強制確保

県は、技術者、技能者を確保するため、特に必要がある場合は、基本法第71条又は救助法第7条の規定にもとづき従事命令等を執行してその確保を図るものとする。

### 3 労務者の確保対策

#### (1) 確保方針

市町及びその他の防災機関において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市町内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請するものとする。

#### (2) 輸送及び賃金

労務者の輸送は、汽車、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

### 4 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

#### (1) 賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産のための移送

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救助物資の整理、輸送及び配分

カ 死体の搜索

キ 死体の処理（埋葬を除く）

ただし、特殊な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

（ア）死体の埋葬

（イ）炊き出し

（ウ）避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

#### （2）賃金

当該地域における通常の賃金の範囲内とする。

#### （3）期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

## 第5節 隣保互助民間団体活用計画

（福祉保健課）

災害時における民間団体（青年団、婦人会、日赤奉仕団）の活用計画は本節の定めるところによる。

### 1 実施期間

- （1）民間団体の活用は、市町長又は市町教育委員会が、当該市町民間団体の協力を求めて実施するものとし、当該市町で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて、応急措置にあたるものとする。
- （2）大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、或いは当該市町において処理できない場合において、当該市町長又は当該市町教育委員会から要請があった場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。

### 2 活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、おおむね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあたっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- （1）炊出しその他災害救助の実施
- （2）清掃及び防疫の実施
- （3）災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- （4）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- （5）上記作業に類した作業の実施
- （6）軽易な事務の補助

## 第2章 通信及び情報収集伝達計画

### 第1節 防災気象情報の伝達計画

(防災企画課：河川課：長崎地方気象台)

#### 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

#### 2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

## 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

警報·注意報第1集

（短篇詩選）

\* 1 豊仙岳特別地震気象観測所の観測値は、25m/sを目標とする。

## 府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の( )内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

## 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、( )内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“一”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び3の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

別表1 大雨警報・注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	大雨警報		大雨注意報	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
島原半島	島原市	25	198	15	114
	雲仙市	20	189	13	109
	南島原市	24	173	12	100
長崎地区	長崎市	33	160	20	92
	長与町	31	176	21	102
	時津町	31	163	18	94
諫早・大村地区	諫早市	21	184	13	106
	大村市	28	172	18	99
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	30	196	21	113
平戸・松浦地区	平戸市	27	165	13	95
	松浦市	23	202	13	117
佐世保・東彼杵地区	佐世保市(宇久地域を除く)	23	151	15	87
	東彼杵町	26	200	15	116
	川棚町	24	203	18	117
	波佐見町	24	207	14	120
	佐々町	22	204	15	118
壱岐	壱岐市	25	164	15	95
上対馬	上対馬	19	192	10	111
下対馬	下対馬	24	175	14	101
上五島	佐世保市(宇久地域)	27	179	16	103
	西海市(江島・平島)	27	188	16	109
	小値賀町	27	182	16	105
	新上五島町	27	183	13	106
下五島	五島市	30	191	20	110

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指標。

詳細は土壤雨量指数の説明

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。詳細は表面雨量指数の説明

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenhisu.html) を参照。

別表2 洪水警報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯江川流域=11.6, 西川流域=9.2, 大手川流域=5.7 水無川流域=10.6	—	—
	雲仙市	湯田川流域=7 山田川流域=8.5 西郷川流域=9.3 神代川流域=10.4, 多比良川流域=3.1 土黒川流域=12.2, 千々石川流域=18 境川流域=9.4,	多比良川流域= (10, 3.1)	—
	南島原市	深江川流域=11.9, 有家川流域=15.1, 大手川流域=5.3, 有馬川流域=9.7, 堀川流域=10.4	—	—
長崎地区	長崎市	戸根川流域=11, 神浦川流域=13.9, 出津川流域=8.8 浦上川流域=18.3 中島川流域=13.7, 鹿尾川流域=13.1, 大川流域=10.7, 八郎川流域=17.1, 大井手川流域=7.5	—	—
	長与町	長与川流域=15.2	—	—
	時津町	時津川流域=7.4	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=10.5, 福田川流域=7.3, 長里川流域=10.3, 境川流域=12.5, 小江川流域=10.6, 仁反田川流域=5, 東大川流域=15.5, 喜々津川流域=12.5, 江ノ浦川流域=12.2, 半造川流域=16.7	福田川流域= (10, 5.2), 仁反田川流域= (16, 3.2), 東大川流域= (10, 13.9), 江ノ浦川流域= (10, 10.9), 本明川流域= (18, 11.3) 半造川流域= (10, 12.8)	本明川 [裏山]
	大村市	郡川流域=18.8, 大上戸川流域=10.1, 内田川流域=6.6, 鈴田川流域=8.7	大上戸川流域= (14, 9) 鈴田川流域= (14, 7.8)	—
西彼杵半島	西海市 (江島・平島を除く)	大明寺川流域=13, 木場川流域=9.6, 多以良川流域=10.9 雪浦川流域=21.2	—	—
平戸・松浦地区	平戸市	金田川流域=8.3, 中津良川流域=8.8, 神曾根川流域=11 鏡川流域=6.4	—	—
	松浦市	今福川流域=9.1, 調川川流域=8.7, 志佐川流域=16.6, 竜尾川流域=11.2	志佐川流域= (10, 14.9)	—
佐世保・東彼地区	佐世保市 (宇久地域を除く)	江迎川流域=16.5, 鹿町川流域=11.5, 佐々川流域=21.3, 相浦川流域=23.7, 佐世保川流域=11, 日宇川流域=12.2, 小森川流域=14.5, 金田川流域=9.2, 宮村川流域=10.9, 小川内川流域=8.7, 牟田川流域=7.4, 早岐川流域=8.9	—	—
上五島	東彼杵町	彼杵川流域=15, 千綿川流域=12.1	—	—
	川棚町	川棚川流域=25	—	—
	波佐見町	川棚川流域=15.5	—	—
	佐々町	佐々川流域=24.9, 木場川流域=10.2	—	—
壱岐	壱岐市	幡鉢川流域=16.7, 永田川流域=6.5 谷江川流域=15.8	—	—
上対馬	上対馬	舟志川流域=12.6, 三根川流域=14.6, 仁田川流域=16, 佐護川流域=19.7, 飼野川流域=14.1	佐護川流域= (8, 19.7) 飼野川流域= (8, 12.6)	—
下対馬	下対馬	仁位川流域=10.8, け知川流域=6.9, 潤川流域=12.8 久根川流域=8.7, 佐須川流域=16.7 加志川流域=7.7, 嵐原本川流域=3.2	け知川流域= (11, 6.5),	—
上五島	佐世保市 (宇久地域)		—	—
	西海市 (江島・平島)		—	—

## 第2章 通信及び情報収集伝達計画

	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道川流域=8.1 佐野原川流域=10.4	—	—
下五島	五島市	一の川流域=14.3, 鰐川流域=13.7, 中須川流域=11.4, 福江川流域=14.5	—	—

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 洪水注意報基準

令和7年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
島原半島	島原市	湯江川流域=9.2, 西川流域=7.3, 大手川流域=4.6 水無川流域=8.4	—	—
	雲仙市	湯田川流域=5.6, 山田川流域=6.8, 西郷川流域=7.4, 神代川流域=8.3, 多比良川流域=2.5 土黒川流域=9.7, 千々石川流域=14.4, 境川流域=7.5,	湯田川流域=(6, 5.6), 多比良川流域=(10, 2.4)	—
	南島原市	深江川流域=9.5, 有家川流域=12, 大手川流域=4.2, 有馬川流域=6.9, 堀川流域=8.3	大手川流域=(6, 4.2) 有馬川流域(6, 6.9)	—
長崎地区	長崎市	戸根川流域=8.8, 神浦川流域=11.1 出津川流域=7, 浦上川流域=14.6, 中島川流域=10.9, 鹿尾川流域=10.4, 大川流域=8.5, 八郎川流域=13.6, 大井手川流域=6	浦上川流域=(9, 14.6) 鹿尾川流域=(15, 8.2)	—
	長与町	長与川流域=12.1	—	—
	時津町	時津川流域=5.9	—	—
諫早・大村地区	諫早市	長田川流域=8.4, 福田川流域=5.8, 長里川流域=8.2, 境川流域=8.9, 小江川流域=8.4, 仁反田川流域=4, 東大川流域=12.4, 喜々津川流域=10, 江ノ浦川流域=9.7, 半造川流域=13.3	長田川流域=(8, 7.3), 福田川流域=(6, 4.7), 境川流域=(10, 7.1), 仁反田川流域=(6, 2.9), 東大川流域=(6, 12.4), 江ノ浦川流域=(6, 9.7), 本明川流域=(6, 10.2), 半造川流域=(6, 11.5)	本明川[裏山]
	大村市	郡川流域=15, 大上戸川流域=8, 内田川流域=5.2, 鈴田川流域=6.9	大上戸川流域=(9, 8) 鈴田川流域=(14, 5.5)	—
西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)	大明寺川流域=10.4, 木場川流域=7.6, 多以良川流域=8.7, 雪浦川流域=16.9	—	—
平戸・松浦地区	平戸市	釜田川流域=6.6, 中津良川流域=7, 神曾根川流域=8.8 鏡川流域=5.1	釜田川流域=(6, 6.6)	—
	松浦市	今福川流域=7.2, 調川川流域=6.9, 志佐川流域=13.2, 竜尾川流域=8.9	志佐川流域=(10, 13.2)	—
佐世保・東彼杵地区	佐世保市(宇久地域を除く)	江迎川流域=9.1, 鹿町川流域=9.2, 佐々川流域=17, 相浦川流域=18.9, 佐世保川流域=8.8, 日宇川流域=9.7, 小森川流域=11.6, 金田川流域=7.3, 宮村川流域=8.7, 小川内川流域=6.9, 牟田川流域=5.9, 早岐川流域=7.1	江迎川流域=(7, 9.1)	—
	東彼杵町	彼杵川流域=12, 千綿川流域=9.6	—	—
	川棚町	川棚川流域=20	—	—

	波佐見町	川棚川流域=12.4	—	—
	佐々町	佐々川流域=19.9, 木場川流域=8.1	—	—
壱岐	壱岐市	幡津川流域=13.3, 永田川流域=5.2 谷江川流域=12.6	—	—
上対馬	上対馬	舟志川流域=10, 三根川流域=11.6, 仁田川流域=12.8, 佐護川流域=12.1, 飼町川流域=11.2	仁田川流域= (5, 8.2), 佐護川流域= (7, 11) 飼所川流域= (5, 11.2)	—
下対馬	下対馬	仁位川流域=8.6, け知川流域=5.5, 久根川流域=6.9, 佐須川流域=13.3, 嶺原本川流域=2.5, 加志川流域=6.1, 潤川流域=10.2	け知川流域= (11, 5.5) 潤川流域= (11, 8.2) 久根川流域= (7, 6.9) 加志川流域= (11, 4.9) 嶺原本川流域= (11, 1.6)	—
上五島	佐世保市 (宇久地域)		—	—
	西海市 (江島・平島)		—	—
	小値賀町		—	—
	新上五島町	釣道川流域=6.4 佐野原川流域=8.3	釣道川流域= (6, 6.3)	—
下五島	五島市	一の川流域=11.4, 鶴川流域=10.9, 中須川流域=9.1, 福江川流域=11.6	一の川流域= (10, 11.4)	—

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表4 高潮警報・注意報発表基準

平成24年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
島原半島	島原市	3.2m	2.7m
	雲仙市	(有明海側) 3.5m (橘湾側) 2.4m	3.0m 1.9m
	南島原市	(南島原市北側) *1 2.9m (南島原市南側) *2 2.6m	2.4m 2.1m
		(橘湾側) 2.4m (五島灘側) 2.4m (大村湾側) 1.1m	1.9m 1.9m 0.9m
長崎地区	長崎市	1.1m	0.9m
	時津町	1.1m	0.9m
		(有明海側) 3.5m (橘湾側) 2.4m (大村湾側) 1.1m	3.0m 1.9m 0.9m
	諫早市	1.1m	0.9m
西彼杵半島	大村市	1.1m	0.9m
	西海市 (江島・平島を除く)	(五島灘側) 2.4m (大村湾側) 1.1m	1.9m 0.9m
平戸・松浦地区	平戸市	(平戸島東側) *3 2.4m (平戸島西側) *4 2.1m	1.9m 1.6m
	松浦市	2.1m	1.6m
	佐世保市 (宇久地域を除く)	(大村湾側) 1.1m (九十九島側) 2.4m	0.9m 1.9m
佐世保・東彼杵地区	東彼杵町	1.1m	0.9m
	川棚町	1.1m	0.9m
	波佐見町	—	—
	佐々町	2.4m	1.9m
壱岐	壱岐市	2.0m	1.5m

## 第2章 通信及び情報収集伝達計画

上対馬	上対馬	(上対馬東側) * <sup>5</sup>	1.4m	0.9m
		(上対馬西側) * <sup>6</sup>	1.4m	1.1m
下対馬	下対馬	(下対馬北東側) * <sup>7</sup>	1.4m	1.1m
		(下対馬南西側) * <sup>8</sup>	1.7m	1.2m
上五島	佐世保市(宇久地域)		2.2m	1.7m
	西海市(江島・平島)		2.4m	1.9m
	小値賀町		2.2m	1.7m
	新上五島町		2.2m	1.7m
下五島	五島市		2.2m	1.7m

\*<sup>1</sup>南島原市北側：深江町、布津町、有家町、西有家町

\*<sup>2</sup>南島原市南側：北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町

\*<sup>3</sup>平戸島東側：田平町(平戸大橋以南)及び平戸島東海岸(平戸大橋から野子町追帆崎まで)

\*<sup>4</sup>平戸島西側：平戸島東側を除く地域

\*<sup>5</sup>上対馬東側：上対馬町、峰町東側

\*<sup>6</sup>上対馬西側：上県町、峰町西側

\*<sup>7</sup>下対馬北東側：豊玉町東側、美津島町東側

\*<sup>8</sup>下対馬南西側：厳原町、豊玉町西側、美津島町西側

### 特別警報・警報・注意報の発表区域

府県予報区名	1次細分区域名	市町村等をまとめた地域	警報等の発表単位となる 市町・地域等名
			(2次細分区域名)
長崎県	南部	島原半島	島原市 雲仙市 南島原市
		長崎地区	長崎市 長与町 時津町
		諫早・大村地区	諫早市 大村市
		西彼杵半島	西海市(江島・平島を除く)
		平戸・松浦地区	平戸市 松浦市
	北部	佐世保・東彼杵地区	佐世保市(宇久地域を除く) 東彼杵町 川棚町 波佐見町 佐々町
	五島	壱岐	壱岐市
		上対馬	上対馬
		下対馬	下対馬
		上五島	佐世保市(宇久地域) 西海市(江島・平島) 小値賀町 新上五島町
		下五島	五島市

※ 大雨や洪水などの警報等を発表した場合、テレビやラジオなどで放送されますが、この時、本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合があります。